

# たかまつ

# 障がい者プラン

令和 6 年度～8 年度



令和 6 年 3 月  
高松市

## 『障がい』の表記について

本市では、平成21年度から「障害」に代わり「障がい」の表記を用いています。ひらがな表記の「趣旨」、「基本的な考え方」は、次のとおりです。

### 1 趣旨

- (1) 「害」という漢字の否定的なイメージを考慮するとともに、差別感や不快感を持つ人が少しでもいる限り、その気持ちを尊重して改める。
- (2) 変更することで、市民の障がいに対する関心・理解を深め、市民の意識醸成につながることを期待する。

### 2 基本的な考え方

人や人の状況を表す「障害」の表記については、条例・規則・要綱等における表記を除き、原則として、ひらがなの「がい」を用いる。ただし、次の適用除外項目に該当する場合は漢字表記とする。

#### 【適用除外項目】

- ア 法令、条例・規則・告示等の名称
- イ 法令、条例等で規定されている用語、制度・事業等の名称
- ウ 関係団体・施設等の固有名称
- エ 人や人の状態を表さないもの
- オ その他ひらがな表記とすることが適当でないもの

表紙：令和5年度障がい者アートリンク事業作品  
(提供 障害福祉サービス事業所 ぎんせいワーク)

## 御挨拶

近年、障がい福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、平成26年の「障害者の権利に関する条約」の批准を始め、障害者総合支援法や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行、障害者差別解消法の一部改正など、様々な法令の整備が進められてきました。

また、障がいのある人が、自らの意思が反映された生活を送ることができ、地域の中で、障がいのない人と同じように、あらゆる分野の活動に参加しながら生活できることが重要であり、そのために必要な情報が保障されるよう支援することが求められています。

このような状況の下、本市におきましては、令和5年度に終期を迎える前プランの取組を継続するとともに、本市の障がいのある人を取り巻く現状と課題に対応できるよう、広く市民、及び関係機関・団体からいただいた御意見等を踏まえながら、この度、令和6年度から、3年間を計画期間とする、「たかまつ障がい者プラン(令和6年度～8年度)」を策定いたしました。

今後、本プランに掲げる、基本理念であります「障がいのある人もない人も分け隔てなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、自らの能力を最大限發揮し、自己実現できる地域共生社会の実現」を目指し、市民の皆様はもとより、行政、企業や関係機関・団体等と互いに連携しながら、各種施策を着実に推進してまいりますので、関係各位におかれましては、今後におきましても、本プランの推進に格別の御理解と御協力を願い申しあげます。

最後に、本プランの策定に当たり、貴重な御意見・御提言をいただきました高松市障害者施策推進懇談会の委員を始め、多くの市民の皆様に、心から感謝申しあげます。

令和6年3月



高松市長 大西秀人

## < 目次 >

<b>第1章 プランの策定に当たって</b>	1
1 プラン策定の背景と趣旨	1
2 プランの位置付け	2
3 プランの対象	3
4 プラン策定に係る根拠法令・計画期間	3
<b>第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題</b>	5
1 障がい者数の動向	5
(1)身体障がいのある人の現状	5
(2)知的障がいのある人の現状	8
(3)精神障がいのある人の現状	9
(4)発達障がいのある人の状況	10
(5)高次脳機能障がいのある人の状況	11
(6)難病患者 (特定医療費(指定難病、香川県指定難病)受給者証所持者の現状)	11
(7)障害福祉サービス給付費及び利用件数	13
(8)障害児通所給付費及び利用件数	13
2 アンケート	15
3 グループインタビュー	16
4 高松市障害者施策推進懇談会での意見	18
5 障がい者施策の動向	19
6 主要な課題	23
<b>第3章 プランの基本的な考え方</b>	24
1 基本理念について	24
2 基本方針について	26
3 重点課題	27
<b>第4章 重点課題の展開</b>	28
1 障がいのある人の権利擁護	28
(1)障がい者虐待の防止	28
(2)障がい者差別の解消に向けた取組の推進	29
(3)障がいのある人の意思決定支援	30
(4)成年後見制度の普及と利用促進	30
(5)犯罪被害・消費者被害の防止	31

2 社会参加と交流の促進.....	32
(1)障がいへの理解の推進.....	32
(2)地域福祉とボランティア活動の促進 .....	35
(3)障がいのある人の文化・芸術活動の振興.....	35
(4)パラスポーツの振興 .....	36
(5)障がいのある人の社会参加機会の確保 .....	37
3 相談体制と生活環境の整備 .....	37
(1)相談体制・機能の充実.....	38
(2)包括的支援体制の整備.....	39
(3)福祉のまちづくりの推進 .....	40
(4)交通・移動対策の推進 .....	41
(5)防災対策の推進.....	42
(6)多様なコミュニケーション手段の普及促進.....	46
(7)行政からの情報発信の充実 .....	48
4 保健・医療の充実.....	49
(1)障がいの早期発見及び重度化予防 .....	49
(2)医療・リハビリテーションの充実 .....	50
(3)精神保健福祉対策の推進 .....	50
(4)難病対策の推進.....	51
5 早期療育と学校教育の充実 .....	52
(1)早期療育体制の充実 .....	52
(2)特別支援教育の充実 .....	53
(3)教育・福祉・保健・医療の連携体制の充実 .....	55
(4)福祉教育の推進.....	56
6 生活・就労支援の推進 .....	56
(1)障害福祉サービス等の充実.....	57
(2)障がいのある人及び家族介護者等への生活支援 .....	58
(3)雇用の啓発と関係機関との連携.....	59
(4)一般就労の促進.....	60
(5)福祉的就労の場の確保と充実.....	61
<b>第5章 障害福祉計画.....</b>	<b>63</b>
1 成果目標の設定.....	63
(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行 .....	63
(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 .....	63

(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	63
(4)福祉施設から一般就労への移行等 .....	64
(5)障がい児支援の提供体制の整備等 .....	64
(6)相談支援体制の充実・強化等.....	65
(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 .....	65
2 障害福祉サービス、計画相談支援等の見込み .....	65
(1)訪問系サービス .....	65
(2)日中活動系サービス .....	67
(3)居住系サービス.....	69
(4)相談支援 .....	70
(5)地域生活支援事業 .....	70
<b>第6章 障害児福祉計画.....</b>	<b>74</b>
1 障害児通所支援.....	74
2 障害児相談支援等 .....	75
<b>第7章 プランの推進.....</b>	<b>76</b>
1 プランの推進体制.....	76
2 プランの進捗管理と評価.....	76
3 プランの普及啓発 .....	76
<b>◆資料編 .....</b>	<b>77</b>
1 用語解説.....	77
2 プラン策定体制資料 .....	82
(1)高松市障害者施策推進懇談会設置要綱 .....	82
(2)懇談会委員 .....	84
(3)高松市障害者施策推進委員会設置要綱.....	85

# 第1章 プランの策定に当たって

## 1 プラン策定の背景と趣旨

国の障がい者施策は、平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」において、制度の谷間のない支援提供や、法に基づく支援が、地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念を掲げる等、大きな転換期を迎えました。

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」(平成24年)や「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」(平成25年)の施行、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正法」(平成26年)の施行、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」(平成28年)の施行、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正法」(平成28年)の施行、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成28年)の施行といった、障がいのある人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障されるための法改正が矢継ぎ早に行われてきました。

さらに、平成30年4月に施行された「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」では、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障がい児支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うこと等が規定されています。

昨今、様々な分野の課題が絡み合い複雑化し、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする状況が見られるようになっています。このような状況に対応するため、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創っていく、「地域共生社会」を目指しています。

高松市においては、平成15年12月に障害者基本法に基づく障害者計画として「新高松市障害者計画」を策定して以降、制度改正等の情勢変化を踏まえつつ、前プランである「たかまつ障がい者プラン(令和3年度～5年度)」まで、プランに基づく障がい者施策の総合的・積極的な展開を図ってきました。

このような中、国では、令和4年5月に施行された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨などを踏まえ、令和5年3月に、障害者基本法に基づく、「第5次障害者基本計画」が策定されました。

高松市では、こうした国の動きを踏まえながら、前プランからの取組を継続しつつ、高松市の障がい者施策の取組を、より一層充実させるため、「たかまつ障がい者プラン(令和6年度～8年度)」を策定しました。

## 2 プランの位置付け

本プランは、本市の障がい者施策を推進するに当たっての基本理念と行政運営の指針を明らかにするものです。策定に当たっては、国の「障害者基本計画」や香川県の「かがわ障害者プラン」を踏まえつつ、本市のまちづくりの最上位計画である「第7次高松市総合計画」との整合を図るとともに、福祉関連の上位計画である「高松市地域福祉計画」や、まちづくり等に関する本市の関連計画と調和するものとしています。

### 【計画の位置付け】

【国】障害者基本計画

【県】かがわ障害者プラン

第7次高松市総合計画

高松市地域福祉計画

高松市重層的支援体制整備事業実施計画

たかまつ障がい者プラン

高松市高齢者保健福祉計画

高松市子ども・子育て支援推進計画

高松市健康都市推進ビジョン

### 3 プランの対象

本プランの対象は、障がいの有無にかかわらず、本市の全ての市民とします。

なお、障がいのある人とは、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」人を意味します。社会的障壁とは、障がいのある人が生活していく上で障壁となる事物、制度、慣行、観念等、一切のもののことです。

本プランでは、上記の観点から、「障がい」、「障がい者」という表記を、難病患者等も含めた広い意味で用います。なお、18歳未満の障がいのある人を表す場合は、「障がい児」という表記を用います。

### 4 プラン策定に係る根拠法令・計画期間

前プランである「たかまつ障がい者プラン(令和3年度～5年度)」に引き続き、障害者計画、障害福祉計画に加え、障害児福祉計画を一体のものとして策定しています。

また、本プランの計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、制度変更等により、プランの前提に大きな影響を与える変化が生じた場合は、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行います。

	①障害者計画	②障害福祉計画	③障害児福祉計画
根 拠 法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
計画期間	中長期	3年間を基本	3年間を基本
計画内容	障がいのある人のための施策に関する基本的事項を定める。	障害福祉サービス等の必要量や確保に関して定める。	障害児通所支援・相談支援の提供体制確保等について定める。
平成24年度～	たかまつ障がい者プラン [平成24～26年度]		
平成27年度～	たかまつ障がい者プラン [平成27～29年度]		
平成30年度～	たかまつ障がい者プラン [2018(平成30)年度～2020年度]		
令和3年度～	たかまつ障がい者プラン [令和3～5年度]		
令和6年度～	たかまつ障がい者プラン [令和6～8年度]		

## 持続可能な開発目標(SDGs)

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)は、2015年9月の国連サミットで採択された 2030 年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の 17 の開発目標です。

「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとされており、本プランに基づく各種の取組においても、SDGsが定める理念を踏まえ、実施していきます。

なお、17 の開発目標のうち、本プランと密接に関連する目標は次のとおりです。

- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 8 働きがいも経済成長も
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを



## 第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題

### 1 障がい者数の動向

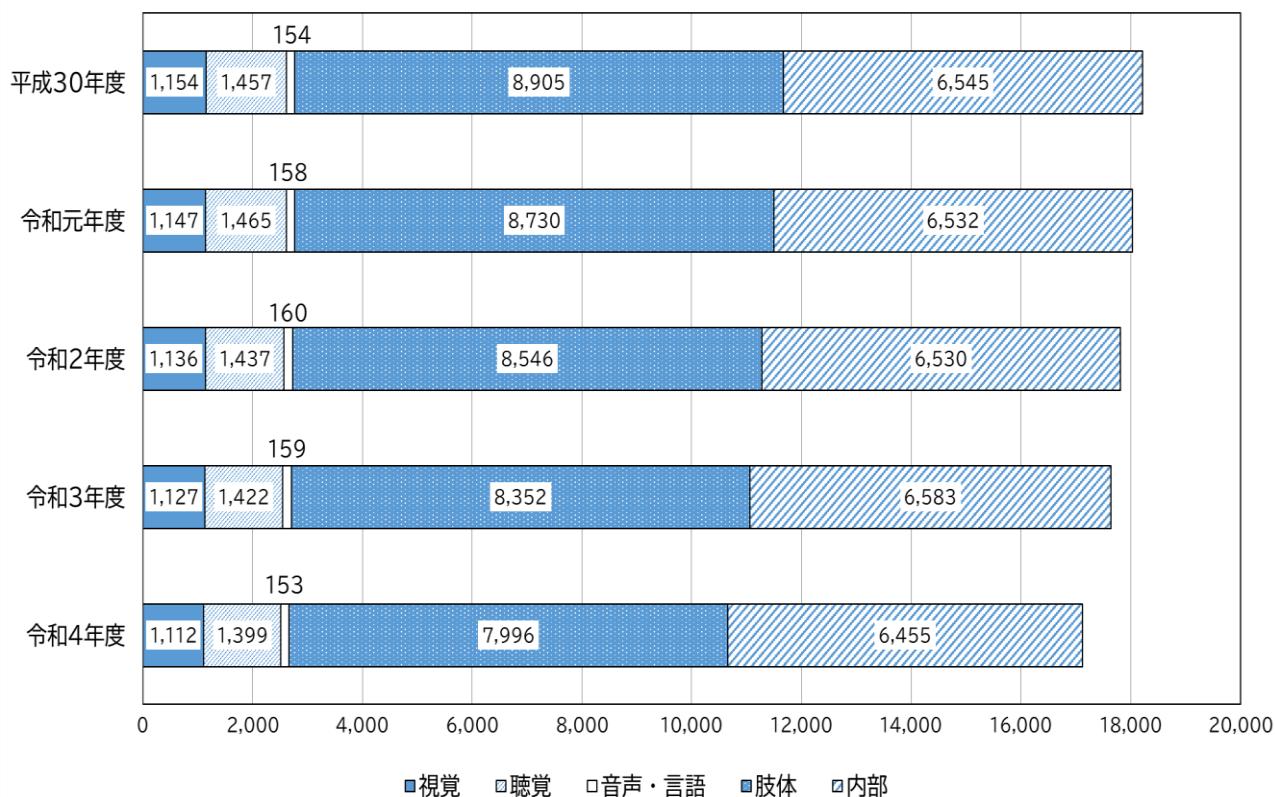
#### (1) 身体障がいのある人の現状

身体障がい者数(身体障害者手帳所持者数)は、令和4年度末現在、17,115人となっており、平成30年度末と比較すると1,100人(6.0%)減少しています。等級別にみても、全ての等級において、減少傾向となっています。

【障がい別身体障害者手帳交付者数の推移】

(各年度末現在 単位:人)

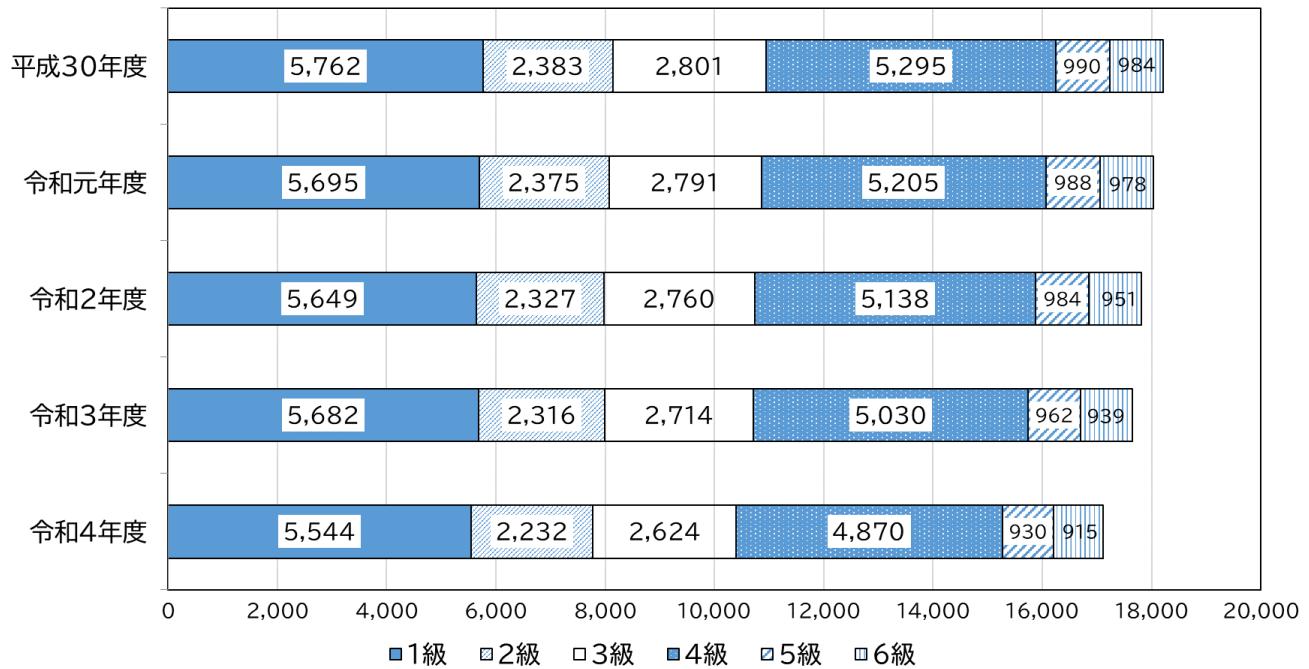
区分	視覚	聴覚	音声・言語	肢体	内部	合計
平成30年度	1,154	1,457	154	8,905	6,545	18,215
令和元年度	1,147	1,465	158	8,730	6,532	18,032
令和2年度	1,136	1,437	160	8,546	6,530	17,809
令和3年度	1,127	1,422	159	8,352	6,583	17,643
令和4年度	1,112	1,399	153	7,996	6,455	17,115



### 【等級別身体障害者手帳交付者数の推移】

(各年度末現在 単位:人)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成30年度	5,762	2,383	2,801	5,295	990	984	18,215
令和元年度	5,695	2,375	2,791	5,205	988	978	18,032
令和2年度	5,649	2,327	2,760	5,138	984	951	17,809
令和3年度	5,682	2,316	2,714	5,030	962	939	17,643
令和4年度	5,544	2,232	2,624	4,870	930	915	17,115



【身体障がいのある人の障がい別・等級別・年齢別状況】

(令和4度未現在 単位:人)

区分	障がい別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
65歳以上	視覚	331	261	40	57	95	38	822
	聴覚	88	177	120	234	3	435	1,057
	音声・言語	5	4	50	33	0	0	92
	肢体	885	987	1,021	1,901	537	225	5,556
	内部	2,587	35	789	1,707	0	0	5,118
	小計	3,896	1,464	2,020	3,932	635	698	12,645
18歳以上 65歳未満	視覚	92	99	23	19	37	9	279
	聴覚	25	147	40	25	7	61	305
	音声・言語	1	0	12	46	0	0	59
	肢体	712	448	321	428	237	130	2,276
	内部	693	25	169	393	0	0	1,280
	小計	1,523	719	565	911	281	200	4,199
18歳未満	視覚	1	3	1	1	3	2	11
	聴覚	1	17	10	3	0	6	37
	音声・言語	0	0	0	2	0	0	2
	肢体	90	27	13	14	11	9	164
	内部	33	2	15	7	0	0	57
	小計	125	49	39	27	14	17	271
合計	視覚	424	363	64	77	135	49	1,112
	聴覚	114	341	170	262	10	502	1,399
	音声・言語	6	4	62	81	0	0	153
	肢体	1,687	1,462	1,355	2,343	785	364	7,996
	内部	3,313	62	973	2,107	0	0	6,455
	総計	5,544	2,232	2,624	4,870	930	915	17,115

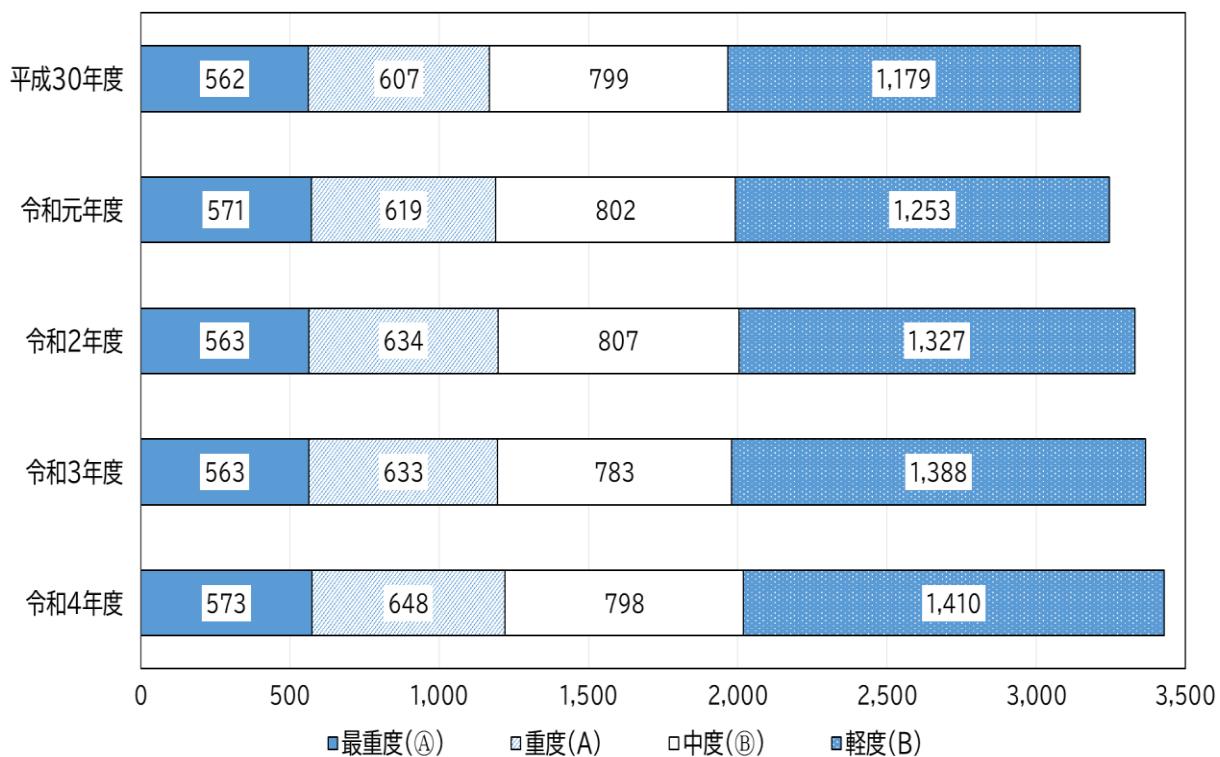
## (2)知的障がいのある人の現状

知的障がい者数(療育手帳所持者数)は、令和4年度末現在、3,429人となっており、平成30年度末と比較すると282人(9.0%)増加しています。程度別にみると、特に軽度(B)の所持者数が231人(19.6%)増加しています。

【程度別療育手帳交付者数の推移】

(各年度末現在 単位:人)

区分	最重度(Ⓐ)	重度(A)	中度(Ⓑ)	軽度(B)	合計
平成30年度	562	607	799	1,179	3,147
令和元年度	571	619	802	1,253	3,245
令和2年度	563	634	807	1,327	3,331
令和3年度	563	633	783	1,388	3,367
令和4年度	573	648	798	1,410	3,429



### 【程度別年齢別療育手帳交付者数】

(令和4年度末現在 単位:人)

区分	最重度(Ⓐ)	重度(A)	中度(Ⓑ)	軽度(B)	合計
65歳以上	38	74	108	33	253
18歳以上65歳未満	434	431	517	913	2,295
18歳未満	101	143	173	464	881
計	573	648	798	1,410	3,429

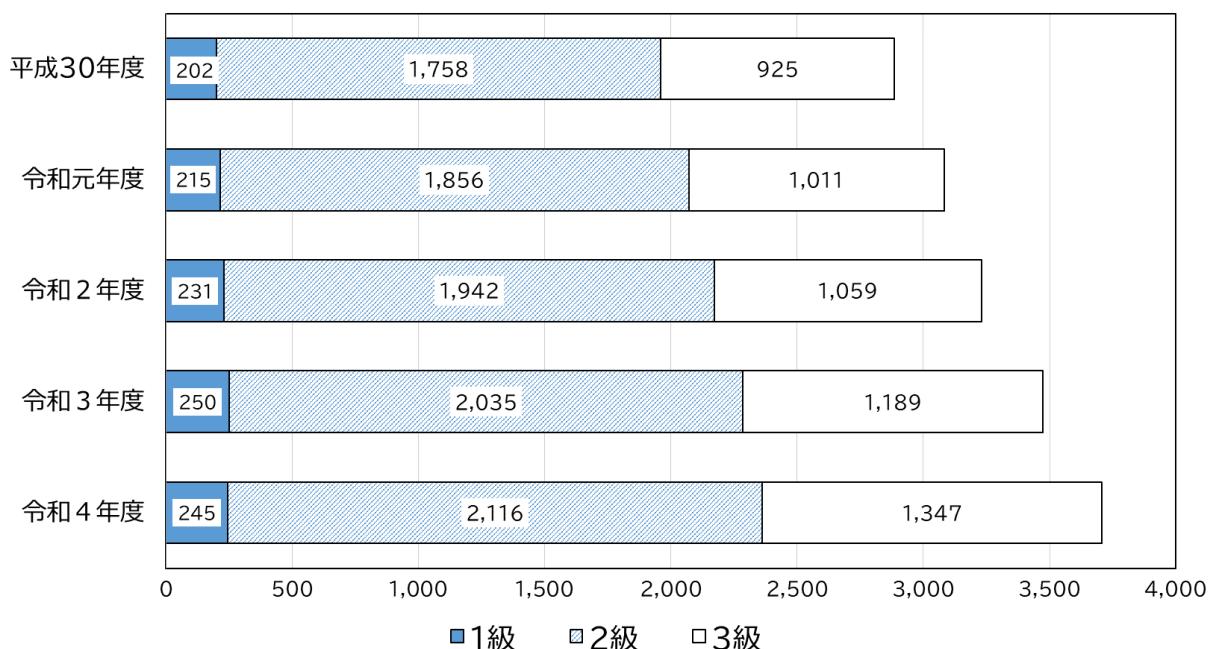
### (3)精神障がいのある人の現状

精神障がい者数(精神障害者保健福祉手帳所持者数)は、令和4年度末現在、3,708人となっており、平成30年度末と比較すると823人(28.5%)増加しています。等級別にみると、3級の所持者の増加数が422人(45.6%)と、特に増加しています。

### 【等級別精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移】

(各年度末現在 単位:人)

区分	1級	2級	3級	合計
平成30年度	202	1,758	925	2,885
令和元年度	215	1,856	1,011	3,082
令和2年度	231	1,942	1,059	3,232
令和3年度	250	2,035	1,189	3,474
令和4年度	245	2,116	1,347	3,708

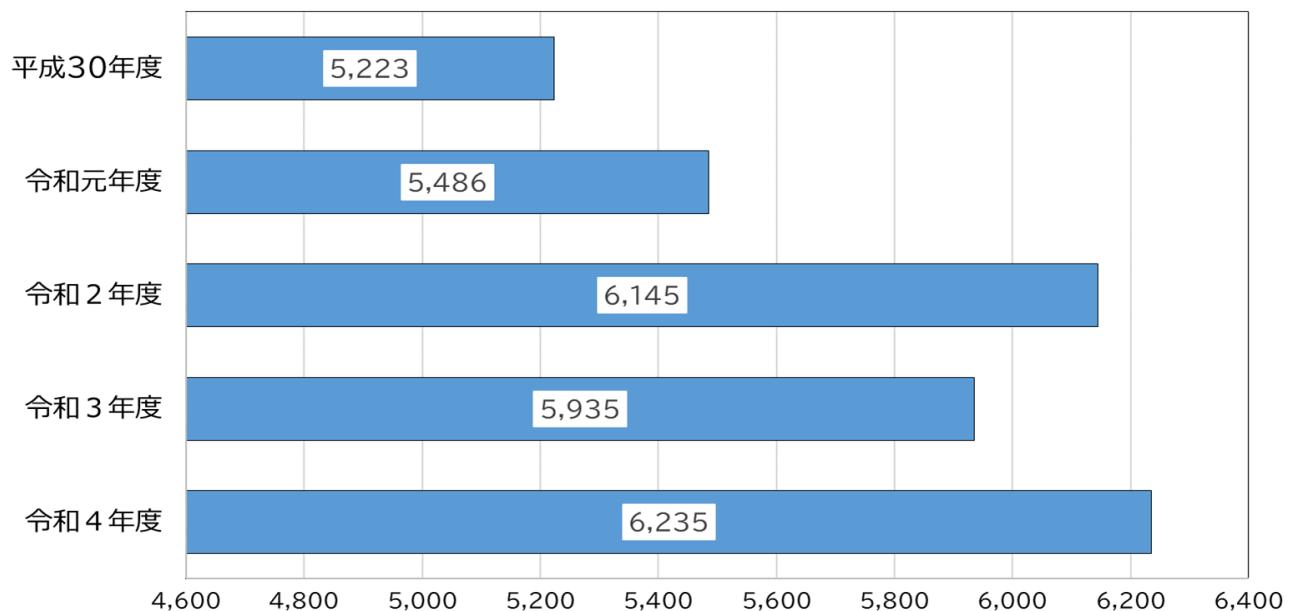


自立支援医療(精神通院医療)受給者数は、令和4年度末現在、6,235人となっており、平成30年度末と比較すると1,012人(19.4%)増加しています。

#### 【自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移】

(各年度末現在 単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	5,223	5,486	6,145	5,935	6,235



#### (4)発達障がいのある人の状況

発達障害者支援法では、「発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」とされています。

本市では、「発達障がいのある子どもと家族のためのガイドブック」の配布、療育相談、発達障がい児・者センター養成講座等を行う「発達障がい者サポート事業」を実施し、支援体制の整備と発達障がいのある人への支援を行っています。

## (5)高次脳機能障がいのある人の状況

高次脳機能障がいとは、頭部外傷や脳血管障がい等による脳の損傷の後遺症として、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい等が生じ、これに起因して、日常生活、社会生活への適応が困難になる障がいです。

この障がいの特性として、身体的後遺症がない場合、外観上分かりにくく、本人や家族も気付きにくいため、高次脳機能障がいのある人の数や状態等、その実態の把握は難しい状況にあります。

高次脳機能障がいは、精神障がいに含まれるため、本市では福祉サービスの給付対象者として支援を行っています。

## (6)難病患者(特定医療費(指定難病、香川県指定難病)受給者証所持者)の現状

難病患者(特定医療費(指定難病、香川県指定難病)受給者証所持者)数は、令和4年度末現在、4,366人となっており、平成30年度末と比較すると563人(14.8%)増加しています。

【難病疾患数の推移】

(各年度末現在 単位:疾患)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国指定	331	333	333	338	338
県指定	3	3	3	3	3
合計	334	336	336	341	341

【対象患者数の推移】

(各年度末現在 単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国指定	3,595	3,729	4,123	4,045	4,167
県指定	208	198	223	213	199
合計	3,803	3,927	4,346	4,258	4,366

小児慢性特定疾患群別受給者数は、令和4年度末現在、368 人となっており、過去5年間の推移は、やや減少傾向となっています。

#### 【小児慢性特定疾患群別受給者数の推移】

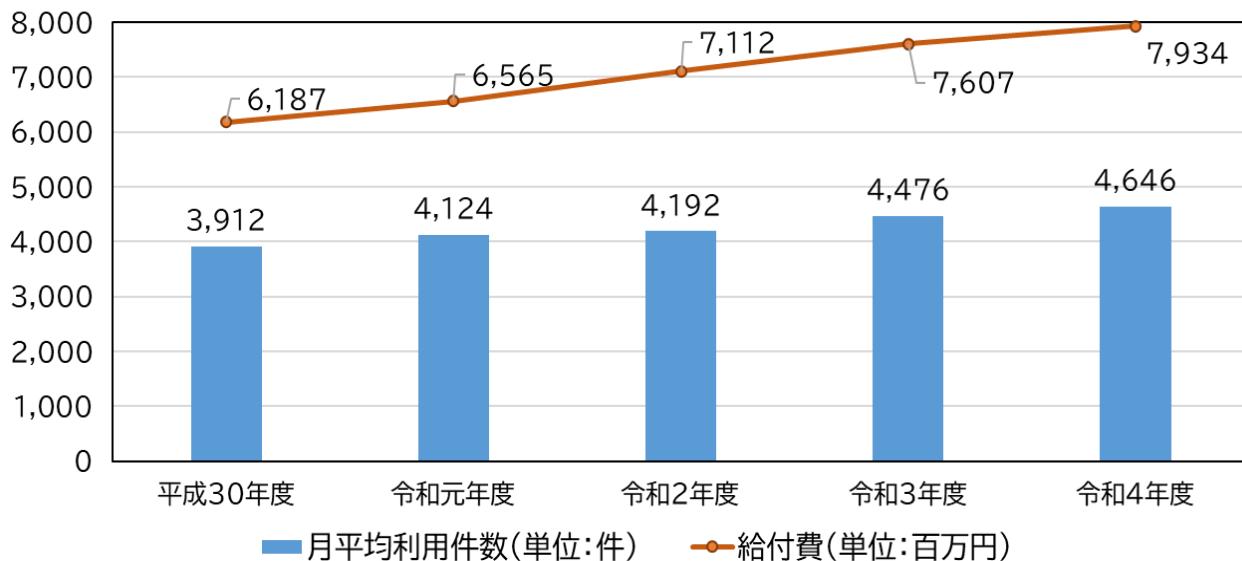
(各年度末現在 単位:人)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
悪性新生物	47	51	52	51	48
慢性腎疾患	29	22	24	24	21
慢性呼吸器疾患	5	6	7	8	10
慢性心疾患	36	39	44	39	39
内分泌疾患	144	139	143	121	113
膠原病	11	9	6	8	7
糖尿病	23	22	24	22	26
先天性代謝異常	18	17	17	12	14
血液疾患	9	12	11	11	10
免疫疾患	4	3	3	2	1
神経・筋疾患	35	33	36	39	36
慢性消化器疾患	34	38	37	37	33
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	2	3	3	3	5
皮膚疾患	0	0	0	0	0
骨系統疾患	7	6	6	5	3
脈管系疾患	2	1	1	1	2
合計	406	401	414	383	368

## (7)障害福祉サービス給付費及び利用件数

「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービスの利用件数は、年々増加傾向にあり、平成30年度から令和4年度では18.8%増加し、令和4年度においては、1月当たり4,646件となっています。

また、障害福祉サービスの提供に係る経費も同様に増加傾向にあり、平成30年度から令和4年度では、28.2%増加し、令和4年度においては、約79億3千万円となっています。



## (8)障害児通所給付費及び利用件数

児童福祉法に基づく障がい児の通所サービス等の利用件数は近年急増しており、令和4年度においては、1月当たり2,082件と、平成30年度と比べると約1.6倍となっています。

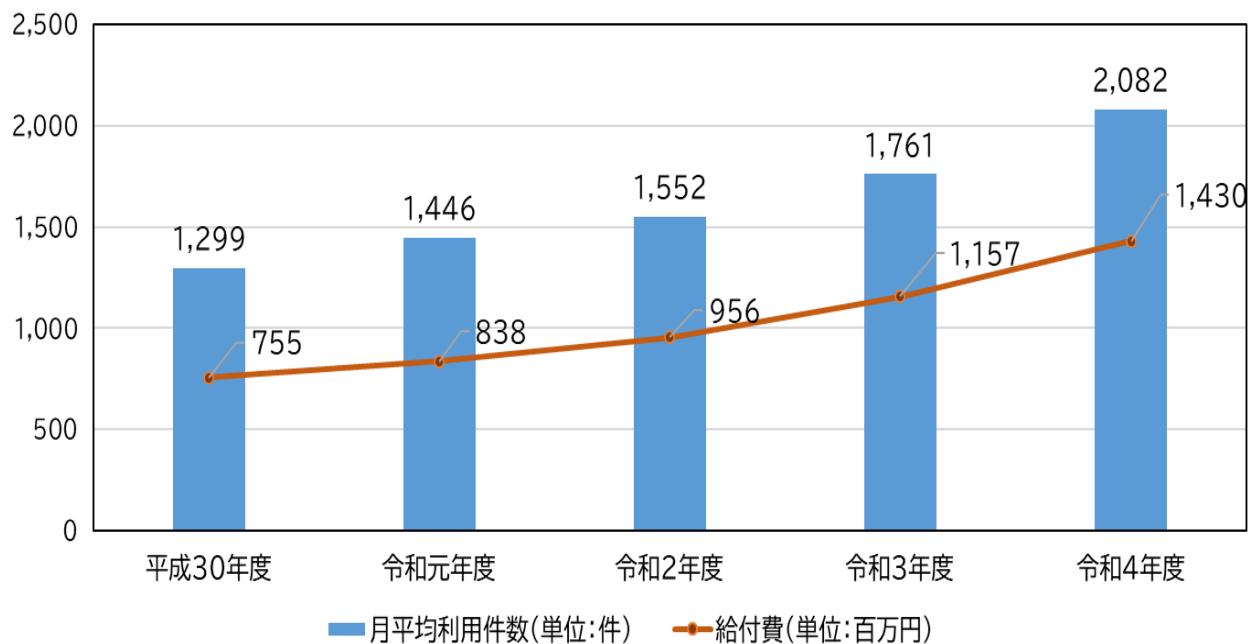
また、利用件数の伸びにほぼ比例して、サービスの提供に係る経費も急激に伸びており、令和4年度においては約14億3千万円と、平成30年度と比べると約1.9倍となっています。

### 【障がい児の通所サービス等月平均利用件数の推移】

(単位:件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童発達支援	228	237	263	353	451
医療型児童発達支援	8	6	7	7	8
放課後等デイサービス	909	1,019	1,057	1,133	1,313
障害児相談支援	154	184	225	268	310
合計	1,299	1,446	1,552	1,761	2,082

### 【障がい児の通所サービス等月平均利用件数と給付費】



## 2 アンケート

障がい福祉施策をより一層進めていくため、市内在住の障害者手帳をお持ちの方を対象に、生活やサービス利用の状況、福祉施策に対するお考え等を把握し、プラン策定の基礎資料とするため、県下一斉のアンケート調査を実施しました。

アンケートの概要
基 準 日:令和5年2月1日(調査期間:令和5年2月15日~3月10日)
回答者数／対象者数:身体障がい者 358人 ／ 568人 (63.0%)
知的障がい者 364人 ／ 591人 (61.6%)
精神障がい者 615人 ／ 1,301人 (47.3%)
発達障がい者 41人 ／ 250人 (16.4%)
高次脳機能障がい者 26人 ／ 100人 (26.0%)
アンケートの結果
◆ 地域生活全般について
【生活する上で困っていることや悩み】
❖ 将来への不安、自分の老後に関すること。
❖ 周りとの人間関係。
❖ 生活費などの経済的なこと。
❖ 買い物、通院などの外出。
❖ 手紙やいろいろな書類が届いてもわからない。
❖ 休みの日に、家族しか相手をしてくれる人がいない、新しい遊び方や楽しみ方を知らない。
【安心して暮らしていくために必要だと思うこと】
❖ 身近な医療機関に通院して医療を受けること。
❖ 手当・年金・助成金等の経済的援助の充実。
❖ いつでも(夜間・休日も)相談できるところ。
【災害時に困ること】
❖ 避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安。
❖ 周囲とコミュニケーションが取れない。
◆ 社会参加について
【外出にあたって不便を感じていること】
❖ 危険回避について不安がある。
❖ 特に不便を感じていない。

- ◆ 住まいについて  
【地域で安心して暮らしていくために必要だと思うこと】
  - ✧ 障がいのある人に適した住宅の確保。
  - ✧ 少し助けてもらひながら、ひとりで住めるところ。
- ◆ 心や体の健康について  
【コロナウイルス感染症流行で困ったこと】
  - ✧ 外出の頻度が少なくなった、不安を強く感じた。
  - ✧ 感染予防対策(マスクの着用や入手、手洗い、消毒、検温、換気、距離をとる等)に苦労した。
- ◆ 障害福祉サービスについて  
【今後利用したいサービス】
  - ✧ (身体)短期入所、療養介護、居宅介護
  - ✧ (身体、知的)相談支援、移動支援、日中一時支援
  - ✧ (知的)短期入所、放課後等デイサービス、行動援護、共同生活援助(グループホーム)、生活介護
  - ✧ (精神)就労移行支援、就労定着支援、相談支援

### 3 グループインタビュー

令和5年5月に、アンケート調査による把握が難しい障がいのある人のニーズを広く聴取り、障がい者施策検討の基礎資料とする目的に、障がいのある人に関わる各種団体(11団体)へのグループインタビューを実施しました。

グループインタビュー実施団体(実施日順)	
香川県社会就労センター協議会	香川県難聴児(者)親の会
高松市知的障害者ネットワークみんなの広場	高松市身体障害者協会
高松市視覚障害者福祉協会	香川県聴覚障害者協会
高松市障がい者基幹相談支援センター	精神障害者家族会むつみ会
高松市手をつなぐ育成会	高松市肢体不自由児者父母の会
日本自閉症協会香川県支部	
グループインタビューの結果	
◆ 地域生活全般について 【情報アクセシビリティの向上】	

- ◆ 公共の場などへのフリーWi-Fiの設置
- ◆ 障がいに関する情報を定期的に発信(QRコード活用)
- ◆ デジタル機器の購入支援、通信費の援助が必要
- ◆ 簡単な操作ができる機器が必要

#### 【相談体制】

- ◆ どこに相談したらいいか分からない、分かりやすい情報が必要
- ◆ 高松市障がい者基幹相談支援センターの認知向上
- ◆ 障がい者部門と高齢者部門など、枠を超えた体制
- ◆ 病院、行政、地域等による情報の共有や見守り体制
- ◆ 民生委員との関わりが薄いのが不安

#### 【災害時】

- ◆ 障がいのある人専用の避難所がほしい
- ◆ 福祉避難所を知らない
- ◆ 避難行動要支援者名簿をもっと活用してほしい

#### ◆ 社会参加について

- ◆ ヘルプマークの認知度向上、啓発
- ◆ 公共の場などで、文字の横に図や絵での表現が必要
- ◆ 公共施設のバリアフリー化
- ◆ 身近な地域で気軽に行ける場所がもっと必要

#### ◆ 住まいについて

- ◆ 重度障がい者も暮らしていける住まいが必要
- ◆ 医療系のグループホームを増やして欲しい

#### ◆ 心やからだの健康

- ◆ 診療を拒否される場合があり、病院側の障がいの特性に対する理解が必要
- ◆ 小中学生にピアソポーターから体験談を聞く機会を設けることは、共生社会の大切さに気付きを与えるので重要

#### ◆ 福祉サービス

- ◆ ヘルパーが足りず、支給分のサービスが使えていない(ヘルパーに対する待遇や賃金の改善が必要)
- ◆ 通院介護の1日に利用できる時間を延長してほしい
- ◆ 用具や福祉機器、医療機器について相談できるところが必要
- ◆ いざという時のために、短期入所を体験できる制度があればよい
- ◆ 事業所や相談支援専門員の質に格差がある
- ◆ 福祉サービス自体を知らない人も多いので、広めることが課題、情報が少ない

- ◆ 就労について
  - ✧ B型事業所の工賃の底上げ
  - ✧ 一般就労した人の就労後のフォローアップが必要(周りとのコミュニケーションが難しく離職することが多い)
  - ✧ 職場全体の障がいに対する理解、啓発が必要
- ◆ 権利擁護(合理的配慮の義務化)について
  - ✧ 民間事業者に合理的配慮の啓発をしてほしい
  - ✧ 事業者により対応の差がある
  - ✧ 合理的配慮の尺度が曖昧で、企業側と障がい者側の温度差があると思う
  - ✧ 法律やルール、箱物はできているかもしれないが、ソフト面を充実してほしい
- ◆ その他
  - ✧ 若年層からの障がい者に対する理解が必要
  - ✧ 福祉サービスに繋がっていない人(ひきこもりなど)の方が圧倒的に多いのではないか
  - ✧ 高松市は、県内でも高次脳機能障がい者の割合が多いので、「障がい者プラン」において、高次脳機能障がい者に関する分野の内容を多くしてほしい

## 4 高松市障害者施策推進懇談会での意見

本市における障がいのある人に関する施策を推進するため、令和5年8月と6年1月に、「高松市障害者施策推進懇談会」を開催し、懇談会委員(学識経験者や障害者団体等の関係者など)から、意見を聴取しました。

### 主な意見

- ✧ 災害弱者が参加する避難訓練の開催
- ✧ 特別支援教育の充実
- ✧ 市長部局と教育委員会(特に総合教育センター)との連携強化
- ✧ 犯罪の加害を検討する部署の新設
- ✧ 障害者権利条約の啓発強化
- ✧ 障がいのある人のスポーツ大会の充実
- ✧ プランの施策に意思決定支援の項目を新設
- ✧ 一般就労への移行支援の強化
- ✧ 多様性を受け入れて生活していくプランづくり
- ✧ 個性を伸ばすのではなく、個性を生かすという発想の導入

## 5 障がい者施策の動向

年月	障害者施策の動向
平成23年8月	<p>「障害者基本法の一部を改正する法律」の施行</p> <p>障害者の権利に関する条約の理念に沿うよう、目的規定、障がいのある人の定義の見直しが行われました。また、基本的施策に療育、防災及び防犯、消費者としての障がいのある人の保護、選挙等における配慮等が新設されました。</p>
平成24年10月	<p>「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」の施行</p> <p>障がい者虐待とその類型が明記され、虐待を受けた障がいのある人の保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等が規定されました。</p>
平成25年4月	<p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」の施行(一部は平成26年4月施行)</p> <p>「自立」に代わり、新たに「基本的人権を享有する個人としての尊厳」が明記されました。また、障がいのある人の範囲に難病等が追加され、地域生活支援事業の拡大等がなされました。</p> <p>「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」の施行</p> <p>国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するための必要な措置等が規定されました。</p> <p>障がいのある人の法定雇用率の引上げ</p> <p>民間:1.8% → 2% 国・地方公共団体:2.1% → 2.3%</p>
平成26年1月	<p>「障害者の権利に関する条約」の締結</p> <p>障がいのある人の人権や基本的自由の享有を確保し、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がいのある人の権利を実現するための措置等が規定され、障がいに基づくあらゆる差別(合理的配慮の否定※を含む。)の禁止、障がいのある人が社会に参加し包容されることの促進、条約の実施を監視する枠組みの設置等が定められました。</p> <p>(※過度の負担でないにもかかわらず、障がいのある人の権利の確保のために必要・適当な調整等を行わないことを示す。)</p>
平成27年1月	<p>「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行</p> <p>難病の患者に対する医療費助成に関して、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進等の措置等が規定されました。</p>

年月	障害者施策の動向
平成28年 4月	<p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の施行</p> <p>障害者基本法における差別の禁止(第4条)を具体化するものであり、紛争解決・相談、地域における連携、啓発活動、情報収集等の支援措置等が規定されました。</p>
	<p>「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部施行</p> <p>雇用分野における差別の禁止や、合理的配慮の提供義務について規定されました。</p>
平成28年 5月	<p>「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行</p> <p>判断能力が十分でない方の財産や権利を守る制度である成年後見制度の利用促進のため、基本方針や国の責務、地方公共団体の講ずる措置等について規定されました。</p>
平成28年 6月	<p>「発達障害者支援法」の一部改正(平成28年8月施行)</p> <p>発達障がいのある人が地域社会において他の人々との共生を妨げられないようにするために、社会的障壁の除去に資することや、関係機関や民間団体との連携をもとに切れ目のない支援を提供する旨が規定されました。</p>
	<p>「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正(平成30年4月施行)</p> <p>障がいのある人が地域で自立した生活を送れるようにするため、一人暮らしへの支援や就労に伴う課題への相談等に公費負担等を行うとともに、障がい児に対する福祉サービスの新設等を行う旨が規定されました。</p>
平成30年 4月	<p>障がいのある人の法定雇用率の引上げ等</p> <p>障害者の雇用の促進等に関する法律の改正に伴い、精神障がいのある人の雇用が義務化されるとともに、障がいのある人の法定雇用率の引上げが行われました。(民間:2% → 2.2% 国・地方公共団体:2.3% → 2.5%)</p>
平成30年 6月	<p>「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行</p> <p>障がいのある人が文化芸術活動を通して個性と能力を發揮し、また、障がいのある人の社会参加の促進をするために、基本理念を掲げ、国や地方公共団体の責務、基本的施策等が定められました。</p>

年月	障害者施策の動向
平成30年11月	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部改正(一部は平成31年4月施行) 理念規定が設けられ、この法律に基づく措置は「社会的障壁の除去」や、「共生社会の実現」に資することを旨として行われることが明記されたほか、公共交通事業者に対し、障がいのある人や高齢者等の移動時における介助、支援の努力義務が定めされました。
令和元年6月	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」の施行 視覚障がいのある人の読書環境を整備し、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会を実現するために、基本理念を掲げ、国や地方公共団体の責務、基本的施策等が定めされました。
令和2年4月	「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正 障がいのある人の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障がいのある人の雇入れや継続雇用の支援等に関する措置について定めされました。
令和2年6月	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部改正(一部は令和3年4月施行) 障がいのある人や高齢者等がより自由に移動ができるよう、スロープ板の適切な操作方法や駅の明るさ等の今まで不十分だったソフト面の基準を策定し、公共交通事業者に対して遵守を義務付けたほか、バリアフリー基準適合義務の対象施設に公立小・中学校等が追加されました。また、市町村等による心のバリアフリーの推進についての広報・啓発を国が支援することが明記されました。
令和2年12月	「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(電話リレーサービス法)」の施行 聴覚障がいのある人等による電話の利用の円滑化を図るため、国等の責務及び総務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、聴覚障害がいのある人等の電話による意思疎通を手話等により仲介する電話リレーサービスの提供の業務を行う者を指定し、当該指定を受けた者に対して交付金を交付するための制度が創設されました。
令和3年3月	障がいのある人の法定雇用率の引上げ 民間:2.2% → 2.3% 国・地方公共団体:2.5% → 2.6%

年月	障害者施策の動向
令和3年5月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の一部改正(令和6年4月施行) 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、努力義務から義務へと改められました。
令和4年5月	「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)」の施行 障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するため、障がいのある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関する基本理念や、国及び地方公共団体等の責務が規定されました。
令和4年12月	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」の一部改正(一部を除き、令和6年4月施行) 障がいのある人の地域生活や就労の支援強化等により、障がいのある人の希望する生活を実現するため、支援措置等が規定されました。
令和5年3月	障がいのある人の法定雇用率の引上げ 国・地方公共団体:2.6% → 3.0%(経過措置:令和8年6月30日までの間は2.8%)

## 6 主要な課題

分 野	課 題
1 障がいのある人の権利擁護	障がいのある人の権利擁護のための体制の充実、根強い差別や偏見の解消
2 社会参加と交流の促進	全ての市民が障がいについて正しく理解するための、日常的・継続的な啓発・広報活動の展開
3 相談体制と生活環境の整備	障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送るための相談支援体制の充実や都市基盤のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化
4 保健・医療の充実	個々の状況に応じた適切な保健・医療サービスやリハビリテーションの提供及び精神保健福祉対策や難病対策等の充実
5 早期療育と学校教育の充実	障がい児の健やかな発達・発育を促し、必要な教育が受けられるよう、個々のニーズに応じた、きめ細かな支援の充実
6 生活・就労支援の推進	様々なニーズに対応する障害福祉サービス等の質・量の充実と障がい者雇用の場の拡大や環境整備

## 第3章 プランの基本的な考え方

### 1 基本理念について

本市は、総合計画で定めた目指すべき都市像として「人がつどい 未来に躍動する 世界都市・高松」を掲げ、総合的なまちづくりを進めており、同計画で示す施策として「障がい者福祉の充実」を掲げています。

令和3年3月に策定した「たかまつ障がい者プラン(令和3年度～5年度)」では、『障がいのある人もない人も分け隔てなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、安心していきいきと暮らすことのできる、地域共生社会の実現』を基本理念とし、各種障がい者施策を進めてきました。

本プランにおいては、この理念を踏襲しながら、国の「第5次障害者基本計画(令和5年度～9年度)」における「障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援する」という基本理念も踏まえ、本プランの基本理念を『障がいのある人もない人も分け隔てなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、自らの能力を最大限発揮し、自己実現できる地域共生社会の実現』とします。

#### 【基本理念】

障がいのある人もない人も分け隔てなく、  
お互いに人格と個性を尊重し合いながら、  
自らの能力を最大限発揮し、自己実現できる  
地域共生社会の実現

## **「障がいのある人もない人も分け隔てなく」**

障がいのある人の活動の制限、社会参加の制約、障がいを理由とする差別のない、社会的障壁が除去された社会を目指し、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する、かけがえのない個人として尊重し合いながら共生する社会を目指し、障がいのある人もない人も同じように生活し、活動できる社会を創っていきます。

## **「お互いに人格と個性を尊重し合いながら」**

障がいのある人に対する差別は重大な人権侵害であることから、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、全ての人の人権が尊重される社会を目指して、あらゆる差別の解消と、必要かつ合理的な配慮の推進に向け、社会全体で取り組んでいきます。

## **「自らの能力を最大限発揮し、自己実現できる」**

全ての人が自己決定に基づき、地域の中で自らの望む生活のできる社会を目指し、社会を構成する一員として、社会活動に参加する機会を確保するとともに、障がいのある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、誰もが自らの能力を最大限発揮し自己実現できる社会を創っていきます。

## **「地域共生社会の実現」**

地域共生社会とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域を創っていく社会であり、その実現に向けて、地域生活課題を解決するための支援が、包括的に提供される仕組づくりに取り組んでいきます。

## 2 基本方針について

基本理念の実現に向けた取組を推進するに当たり、施策展開における基本方針を次のように定めます。これは、障がい者施策を推進するに当たって、横断的視点として、その全ての取組の基礎となるものであり、共通に位置付けられる指針となります。

### ◇ 社会的障壁の除去と合理的配慮の普及

障がいのある人の地域生活と社会参加において、その阻害要因となる社会的障壁の除去を推進し、ソフト・ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進するとともに、障がいを理由とする差別の解消、合理的配慮の普及に向けた取組を推進し、障がいのある人が住みよい社会づくりに向けた環境整備を行います。

### ◇ 自己決定の尊重・意思決定の支援

障がいのある人を、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、施策の策定や推進に当たっては、障がいのある人の自己決定を尊重するとともに、適切な意思決定等を行えるよう、必要な支援を行います。

### ◇ 個別性に応じた支援

障がい者施策の策定・推進に当たっては、障がいのある人の年齢、性別、障がいの状態、生活の実態等、障がいのある人の個別性に配慮し、一人一人の多様な属性に応じた適切な支援を行います。

### ◇ ライフステージに応じた切れ目のない支援

障がいのある人の自立と社会参加の支援という観点から、障がいのある人のライフステージに応じて、保健、医療、福祉、教育、就労等、様々な関係機関が連携し、障がいのある人の立場に立った切れ目のない支援を行います。

### ◇ 地域のあらゆる住民が地域・暮らし・生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現

障がいのある人もない人も分け隔てなく、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創っていく地域共生社会の実現に向けて、環境整備の支援を行います。

### 3 重点課題

基本理念の実現に向けて、以下に示す重点課題の展開を図っていきます。

施策体系	
1 障がいのある人の権利擁護	(1)障がい者虐待の防止 (2)障がい者差別の解消に向けた取組の推進 (3)障がいのある人の意思決定支援 (4)成年後見制度の普及と利用促進 (5)犯罪被害・消費者被害の防止
2 社会参加と交流の促進	(1)障がいへの理解の推進 (2)地域福祉とボランティア活動の促進 (3)障がいのある人の文化・芸術活動の振興 (4)パラスポーツの振興 (5)障がいのある人の社会参加機会の確保
3 相談体制と生活環境の整備	(1)相談体制・機能の充実 (2)包括的支援体制の整備 (3)福祉のまちづくりの推進 (4)交通・移動対策の推進 (5)防災対策の推進 (6)多様なコミュニケーション手段の普及促進 (7)行政からの情報発信の充実
4 保健・医療の充実	(1)障がいの早期発見及び重度化予防 (2)医療・リハビリテーションの充実 (3)精神保健福祉対策の推進 (4)難病対策の推進
5 早期療育と学校教育の充実	(1)早期療育体制の充実 (2)特別支援教育の充実 (3)教育・福祉・保健・医療の連携体制の充実 (4)福祉教育の推進
6 生活・就労支援の推進	(1)障害福祉サービス等の充実 (2)障がいのある人及び家族介護者等への生活支援 (3)雇用の啓発と関係機関との連携 (4)一般就労の促進 (5)福祉的就労の場の確保と充実

## 第4章 重点課題の展開

### 1 障がいのある人の権利擁護

平成24年の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」の施行や平成28年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行等、権利擁護に関する法律や制度は時代とともに変化しています。法律や制度に基づき権利擁護の充実を図り、障がいのある人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障されるよう障がいのある人の権利擁護を推進することが必要です。

また、障がいのある人は情報弱者になりやすいことから、障がいのある人の防犯、消費者被害の防止といった対策の充実を図ります。

#### 【目標管理事業】

事業内容	目標項目・見込項目	令和4年度 実績	令和8年度 目標・見込量
成年後見制度中核機関の運営	相談件数 (高齢者を含む)	450 件	500 件

#### (1)障がい者虐待の防止

##### 【現状と課題】

障がいのある人への虐待は、障がいのある人に対する深刻な権利侵害です。障がいのある人の尊厳を守り、地域生活を支えていくために、障がい者虐待の防止に取り組む必要があります。

障害者虐待防止法が施行され、発見者の通報が義務化されたこと等もあり、今後、障がい者虐待の通報件数の増加も見込まれることから、障がいのある人の虐待防止と早期発見・早期解決、人権擁護のための体制の一層の充実が必要と考えられます。

##### 【具体的取組】

- 施設や家庭等における障がいのある人への虐待を防止するため、関係機関が連携して、虐待の予防、早期発見等に取り組むとともに、虐待を受けた障がいのある人の保護及び自立のための支援を行います。
- 障がい者虐待の予防や早期発見、早期解決を図るため、「高松市障がい者虐待防止センター」において、虐待を受けた障がいのある人及び養護者への迅速かつ適切な支援等を行います。

- 障がいのある人に対する虐待の禁止や、発見した場合の通報の協力等に関し、市民への周知・啓発活動を行います。
- 障害福祉サービス事業所等に対し、虐待防止に向けた取組の支援を行います。
- 障がい者虐待の防止に向け、その取組を適切かつ迅速に実施するため、高松市障害者虐待対応協力者会議等を開催します。

## (2)障がい者差別の解消に向けた取組の推進

### 【現状と課題】

障がいのある人に対する差別や偏見は根強く残っており、その解消に向けた取組を、継続的に推進していく必要があります。

障がいのある人へのアンケートやグループインタビューでも、学校や職場、旅行、買い物、飲食店など外出中、公共交通機関などで、差別や嫌な思いをした経験があるといった声が寄せられました。

障害者差別解消法の施行に伴い、様々な分野において、何が障がい者差別に該当するのか、どんな合理的配慮をしなければならないのかを例示する、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」が示されています。

また、令和3年に障害者差別解消法が改正され、民間事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、努力義務から義務へと改められた(令和6年4月1日施行)ことから、障がいを理由とした不当な差別の禁止とともに、合理的配慮についての普及啓発にこれまで以上に取り組んでいく必要があります。

### 【具体的取組】

- 障がいや障がいのある人について正しく理解し、障がいのある人に対する差別や偏見をなくしていくための市民に向けた分かりやすい啓発活動等を推進します。
- 障がいを理由とする差別に関する相談及び相談に係る事例を踏まえた、障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、高松市障害者差別解消支援地域協議会や警察機関との意見交換会を開催します。
- 障がいのある人に対する合理的配慮の提供を民間事業者にも義務付ける法改正がされたことを踏まえ、市内民間事業者への周知活動を推進します。
- 選挙の際、障がいのある人が、主権者として、障がいの有無によって分け隔てされることなく、その意思を政治に反映させることができるよう、投票所における代理投票や点字投票を始め、指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施を図ります。また、障がいのある人がスムーズに投票を行えるように、各投票所への車いすの配置、身障者用投票記載台・スロープ等の設置といった合理的配慮を行います。

### (3)障がいのある人の意思決定支援

#### 【現状と課題】

障がいのある人の意思決定支援については、障がいの特性に応じて、その支援方法も多様なものとなるため、障がいのある人の意思決定の支援に関わる者が、創意工夫を図り、支援の質の向上を図る必要があります。

#### 【具体的取組】

- 障がいのある人が、可能な限り、自分の生活を自らの意思で決定できる機会を保障し、自分らしく地域生活を送ることができるよう、意思決定を支える環境の整備のための普及・啓発を行います。
- 障害福祉サービスにおける意思決定支援の質の向上を図るため、国が策定した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を活用し、障害福祉サービス事業所等からの相談に対応します。

### (4)成年後見制度の普及と利用促進

#### 【現状と課題】

判断能力が不十分な障がいのある人の生活を支えていく上で、成年後見制度や日常生活自立支援事業等、権利擁護の制度が大きな役割を果たしています。必要な人を確実に制度につなげ、障がいのある人の権利を守るために、成年後見制度等の周知の強化に取り組むとともに、制度利用についての啓発や、手続の分かりやすい説明、ワンストップ窓口が求められています。

#### 【具体的取組】

- 知的障がいや精神障がいのため、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちの支えとなる成年後見制度の利用促進に向けて、市社会福祉協議会権利擁護センターに設置した中核機関を中心に、地域連携ネットワークの充実を図ります。
- 市民後見人等養成事業により、市民後見人の育成を行います。
- 経済的理由により成年後見制度の利用を諦めたり、取り止めたりする状況をなくすため、高松市成年後見制度利用支援事業により、収入等の一定の条件を満たす場合、後見開始等の審判請求に係る費用及び成年後見人等に対する報酬について助成します。
- 知的障がいのある人や精神障がいのある人が、地域で自立し、安心して生活ができるように、福祉サービスの利用手続援助等、社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業の利用を促進します。

## (5)犯罪被害・消費者被害の防止

### 【現状と課題】

地域での安全な生活を確保するために、防犯環境の整備や地域の防犯活動、地域住民による子どもの見守り活動等が進められています。こうした取組は障がいのある人が犯罪に巻き込まれることを防止する上でも重要であり、その取組の一層の充実が求められています。

また、障がいのある人や高齢者等を狙った悪質商法や詐欺等が多発しており、消費生活センター等と連携する中、障がいのある人の消費者被害の防止や相談対応の充実が求められています。

### 【具体的取組】

- 障がいのある人が地域で犯罪に巻き込まれることを防止する観点から、防犯環境の整備や地域の防犯活動、地域住民による子どもの見守り活動等への支援を行います。
- 障がいのある人が悪質商法や詐欺等の消費者被害に遭うことを防止するため、消費生活センター等と連携し、消費者被害に関する障がいのある人への情報提供や相談対応等の体制の充実を図ります。
- 障がいのある人が関わる消費者相談等のケースにおいては、関係機関によるケース会議等を通じて適切な対応を図り、早期解決、被害を最小限に食い止めるための体制づくりを推進します。
- 障害福祉サービス事業所等における不審者侵入対策等の防犯対策を強化するため、防犯カメラ設置等の必要な安全対策について、事業所への指導・助言に努めます。
- 高松刑務所との連携により、障がいのある受刑者に対し、障害福祉サービス等について説明し、切れ目のない支援を行うことにより、障がいのある人による犯罪の再犯率を削減し、地域の中での生活を支援します。

## 2 社会参加と交流の促進

地域共生社会の実現のためには、全ての市民が障がいについて正しく理解していくことが大切になります。障がいに対して十分な理解を深めることができるように、日常的・継続的な啓発・広報活動を展開します。

文化・芸術活動、スポーツの振興等は障がいのある人の社会参加において重要な役割を担っています。様々な活動への支援を通して、社会参加の促進を図ることで市民への障がいや障がいのある人への理解促進を図ります。また、障がいのある人の社会参加の促進にとって必要となる環境整備に努めます。

### 【目標管理事業】

事業内容	目標項目・見込項目	令和4年度実績	令和8年度目標・見込量
障がい者施設等への芸術家の派遣 (障がい者アートリンク事業)	参加者数 (延べ)	3,299人	3,600人
パラスポーツ推進事業	イベント件数	19件	22件

### (1)障がいへの理解の推進

#### 【現状と課題】

本市では、様々な媒体を通じて、障がい及び障がいのある人の理解を促進する啓発・広報活動に取り組んでいますが、アンケートやグループインタビューでは、就職や仕事を続ける上で、充実してもらいたい支援として、「周囲の理解を深めるための啓発・広報活動」が求められている状況です。

障がいについて市民が正しい理解と認識を深めるよう、マスメディアの協力も得ながら、計画的かつ効果的な啓発・広報活動を行い、心のバリアフリーを促進するとともに、ボランティア、障がい者団体や市民等、幅広い層の参加による啓発・広報活動の推進が必要です。

また、市民が障がいを正しく理解するためには、障がいのある人とないとの直接的な触れ合いや多様な交流の機会を拡大させていくことが重要です。

#### 【具体的取組】

- 10月1日の「高松市障害児を守る日」を中心に、各種啓発事業を行います。
- 障がいについての正しい理解と認識を深めるため、関係機関と連携しながら、障害者週間、精神保健福祉普及運動等の各種行事を開催し、市民への啓発活動を行います。

- 精神障がいのある人への偏見を解消し、地域で支えるため、「こころの健康セミナー」を開催する等、精神疾患やアルコール問題等の精神保健への正しい理解の普及啓発を行います。
- 障がいのある人や障がい者団体の自主的、主体的な活動を積極的に支援するため、広報紙やテレビ、ケーブルテレビ、ホームページといった広報媒体で、障がいのある人の自立や社会活動への参加に向けた様々な取組を紹介します。
- 自殺予防のためのゲートキーパーの周知や、こころの病気について正しい知識と理解を深めるためのこころの健康に関する啓発を、地域や職域で行います。
- 保育園(所)を開放し、在宅の障がい児や、その親等との交流や触れ合いの場を提供します。
- 障がい児に対する理解をより一層深めるため、障がい者(児)と中学生・高校生との交流の機会を拡大します。
- 発達障がい児・者への基本的な理解を深め、ライフサイクルに応じた支援体制や、地域で生活していくための支援について学ぶ「発達障がい児・者サポーター養成講座」を実施します。
- 吃音や内部障がい、高次脳機能障がい等の外見からは分からない障がいについて、周知啓発を図るとともに、ヘルプマーク・ヘルプカードの更なる普及を推進します。
- 身体障害者補助犬法に基づく、補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)への市民の理解を深めるための啓発活動に取り組みます。
- 各種障がいのシンボルカラーをライトアップすることにより、障がいに対する理解促進の気運の醸成を図ります。

## 【コラム1】 障がい福祉に関する主な記念日等

### ●4月2日 世界自閉症啓発デー

### ●4月2日~8日 発達障害啓発週間

毎年4月2日は、国連の定めた「世界自閉症啓発デー」です。この日が平成19年に制定されて以降、自閉症やその他の発達障がいに対する理解を進めるための啓発活動が世界的な規模で展開されています。

世界自閉症啓発デーは、平成19年12月の国連総会において、カタール王国王妃の提案決議を受けて制定されました。翌年からは、毎年4月2日に、世界の人々に自閉症やその他の発達障がいに対する正しい理解を広めるために、国連事務総長が全世界に向けたメッセージを公表するとともに、世界各国で著名なランドマークを自閉症の方々が好むと言われる青い光で照らすイベントが行われています。



### ●9月23日 手話言語の国際デー

「手話言語の国際デー」は、手話言語が音声言語と対等であることを認め、ろう者的人権が完全に保障されるよう、国連加盟国が社会全体で手話言語についての意識を高める手段を講じることを促進するため、平成29年12月19日に国連総会で決議されました。

本市においても、平成31年3月に「高松市手話言語及び障害のある人のコミュニケーション手段に関する条例」を制定し、手話が言語であることの理解の増進に努めるため、必要な施策を実施しています。

### ●12月3日 国際障害者デー

昭和57年12月3日に、国連総会において「障害者に関する世界行動計画」が採択されたことを記念し、平成4年の国連総会で、12月3日を「国際障害者デー」とすることが宣言されました。この日を中心に、世界各地で、障害者問題についての関心と理解を深め、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加することを促進するための様々な啓発活動が行われます。

### ●12月3日~9日 障害者週間

「障害者週間」は、平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」(12月9日)に代わるものとして設定されました。

## (2)地域福祉とボランティア活動の促進

### 【現状と課題】

障がいのある人が地域で安定した生活を営むためには、住み慣れた地域において、地域住民が支え合って生活できる環境を整備するとともに、地域コミュニティを軸とした、地域自らのまちづくり活動を積極的に支援する等、地域福祉を促進する必要があります。

本市では、「高松市地域福祉計画」に基づき、「自助、互助・共助、公助」の観点から、市民・地域・行政の協働により、地域福祉を推進しています。地域福祉において、ボランティア活動等の互助・共助は大きな役割を担っています。

また、地域共生社会の実現には、地域を基盤とする包括的支援の強化が不可欠であるため、関係機関との連携を図り、引き続き、障がいのある人の生活を支える各種ボランティア活動に対する理解を深めるとともに、社会サービスの担い手としての役割が期待されるNPO等への支援及び企業等の社会貢献活動の活性化を促進することが重要です。

### 【具体的取組】

- 障がいのある人が地域住民と支え合って生活できる環境を整備するため、地域福祉の中核的担い手である社会福祉協議会の事業に対する助成や、民生委員・児童委員の活動を支援します。
- 障がいのある人・高齢者等が、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、市民・地域・行政が一体となって支え合う地域福祉を推進するために策定した、地域福祉計画の普及啓発を図るとともに、地域コミュニティを軸とした地域福祉活動を促進します。
- 手話奉仕員を養成する等、地域に根ざしたボランティア活動を促進します。

## (3)障がいのある人の文化・芸術活動の振興

### 【現状と課題】

文化・芸術活動は、障がいのある人が心豊かな生活を送る上で、重要な役割を担っています。

平成29年に制定された「文化芸術基本法」においては、その基本理念の中で「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。」と規定されています。このような考えのもと、平成30年には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

障がいのある人の芸術及び文化活動への参加を通して、生きがいや自信を創出し、その個性と能力を発揮することで、障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、活動や

発表の場等を設けるとともに、公共施設において、障がいの特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備を図ることが必要です。

#### 【具体的取組】

- 文化・芸術活動に、障がいのある人が気軽に参加できるよう、講演会等に手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行うなどの環境整備に努めます。
- 文化・芸術活動の行える施設を、障がいのある人が利用しやすいよう整備するとともに、施設の入園料や利用料等を減免します。
- 障がい者アートリンク事業により、障害福祉サービス事業所等へ芸術家を派遣し、創作活動を支援します。
- 障がいのある人の芸術には、その表現や創造の過程が高く評価されるものも数多いことから、障がいのある人による質の高い芸術作品の鑑賞機会拡大につなげるため、各地の公立美術館等の事例研究を行います。

### (4)パラスポーツの振興

#### 【現状と課題】

スポーツは、障がいのある人にとって、健康の維持・増進や機能回復訓練の手段に留まらず、爽快感、達成感、他者との連帯感といった精神的な充足や楽しさ、喜びをもたらし、さらには、社会参加の重要な機会として捉えられています。

しかしながら、施設、介護者の問題や外出手段が確保できない等の理由により、参加の意思がありながら参加できない人も多いことから、スポーツに親しむ機会の少ない人に対し、参加機会を拡大するとともに、施設も障がいのある人の利用に配慮して、整備する必要があります。

屋島レクザムフィールド(高松市屋島競技場)で、ジャパンパラ陸上競技大会を始めとした大会や合宿等の誘致を契機に様々な取組を行う中で、障がいのある人の社会活動への参加を促進する上からも障がいのある人のスポーツ団体やNPO等との連携を強化する必要があります。

#### 【具体的取組】

- 障がいのある人が参加しやすいスポーツイベントの開催に努め、各種パラスポーツ大会への参加を促し、スポーツ人口の拡大に努めます。
- 市のスポーツ施設のユニバーサルデザイン化、使用料の減免等により、障がいのある人が利用しやすい環境を整備します。
- 高松市身体障害者協会と共に実施するスポーツ大会や障がい者団体等が主催する各種スポーツ事業を支援します。

- 各種パラスポーツ大会の誘致を契機にパラリンピアン等との交流、パラスポーツ体験を通して、パラスポーツの普及啓発、競技人口の拡大に努めます。
- 障がいのある人がスポーツに興味を持ち、また、親しむ機会を拡大するため、デフリンピック開催などの機会を捉え、スポーツの楽しさについて情報発信します。

## (5)障がいのある人の社会参加機会の確保

### 【現状と課題】

障がいのある人が、社会参加や自立するに当たり、社会見学や生活体験をすることは重要です。

障がいのある人とないとの交流の機会を拡大し、障がいのある人が自然な形で参加できるような生活体験等の環境を整備するとともに、障がいのある人の積極的な参加を促進し、学校・職場・地域社会との触れ合いや交流の機会を拡大する必要があります。

また、視覚障がいのある人等、視覚による書籍の表現の認識が困難な障がいのある人の社会参加にとって極めて重要である読書環境の整備について、電子書籍の普及を背景とした「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」が令和元年に施行されています。

### 【具体的取組】

- 知的障がいのある青年に対して、団体活動を通じた生きがいづくりや自立に向けた学習の場を提供するため、「知的障がい者青年教室」を開催します。
- 読書バリアフリー法の趣旨を踏まえ、点字図書や大活字本、デイジー図書といった視覚障がいのある人等が利用しやすい資料の収集に努める等、市立図書館による障がいのある人向けサービスの充実を図ります。

## 3 相談体制と生活環境の整備

地域共生社会の実現を目指す中で、世帯の複合課題や新たな地域課題に対応するため、障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、障がいのある人の様々なニーズに対応した相談支援体制の充実や、障がいのある人が地域で安全・安心に暮らせるように、公共施設や道路等、都市基盤のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化を引き続き推進するとともに、外出支援等の充実を図り、安全に外出ができる環境整備に取り組みます。

また、障がいのある人は災害弱者になりやすいためから、大規模災害時の避難支援や、障がいのある人に配慮した避難所の運営等、防災体制の一層の充実を図ります。さらに、年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要な情報を入手し、利用しやすい環境づくりに取り組みます。

## 【目標管理事業】

事業内容	目標項目・見込項目	令和4年度実績	令和8年度目標・見込量
基幹相談支援センターの運営	相談件数	3,359 件	4,109 件
ノンステップバス導入の促進	ノンステップバス導入率	73.3%	76.2%
合理的配慮の提供を支援する助成	助成件数	5 件	8 件

### (1)相談体制・機能の充実

#### 【現状と課題】

障害福祉サービス等を利用する全ての障がいのある人が、計画相談支援を利用し、ケアマネジメントを受けることができるよう、体制の強化が求められています。相談支援事業所等の基盤は充実してきていますが、様々な相談支援施設等の連携・専門人材の機能強化を推進し、更なる相談体制の充実を図ることが必要です。

平成30年度から、基幹相談支援センターを中心とする障がい者地域生活支援拠点を開設しています。これは、地域共生社会の実現に向けて、相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入れ、専門人材の機能強化・最大活用、地域の体制づくり等、様々な支援を切れ目なく提供できる体制を構築するものです。今後とも、この体制の維持・強化が必要です。

#### 【具体的取組】

- 障がい者地域生活支援拠点を設置し、障がいのある人の地域での生活を支援します。
- 地域に出向いて、隠れた地域課題の掘り起こしを行うとともに、地域の社会資源と連携し、障がいのある人が安心して暮らせるよう支援します。
- 基幹相談支援センターを中心に、障がいの種別にかかわらず、総合的・専門的な相談や情報提供・助言、既存の障害福祉サービス事業所等との連携調整を行います。
- 地域における相談支援や、発達障がいのある人への支援等、相談支援体制の充実を図るとともに、障がいのある人のニーズを的確に把握して、必要な支援を行います。
- 障がい児(者)やその家族の地域での生活を支援するため、施設の有する機能を活用して療育や相談に応じる障害児等療育支援事業等を積極的に周知し、利用の促進を図ります。
- 障害福祉サービス等を利用する障がいのある人が、サービスを円滑に利用できるようにするため、サービス等利用計画を作成するとともに、ケアマネジメントを行う計画相談支援の事業所の育成等、基盤整備を図ります。

- 障害福祉サービスと介護保険の併給に関する取扱いについての適切な情報提供を行います。

## (2)包括的支援体制の整備

### 【現状と課題】

これまでの福祉サービスは、障がいのある人、高齢者、子ども等、対象ごとにその充実を図ってきましたが、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、複数の課題を抱えたりといった状況が見られます。アンケートやグループインタビューでも、「切れ目のない相談支援体制の整備」が求められています。

こうした課題に対し、対象者の状況に応じて、分野を問わず包括的に相談・支援を行えるよう連携体制を見直し、いつでも気軽に相談できる地域の相談支援体制の整備を推進し、地域共生社会の実現を目指し、地域課題の解決力の強化を図ります。

### 【具体的取組】

- 地域のみんなで助け合う仕組づくりとして、地域福祉ネットワーク会議等の住民主体で包括的に地域課題を把握し解決を試みる体制づくりを推進します。
- 地域で生活する障がいのある人の多様なニーズに身近な場所で対応するため、相談員を始め、障害福祉相談所等の専門機関や、民生委員・児童委員と連携しながら、相談・指導を行います。
- 施設等から地域生活に移行する障がいのある人や、家族から独立して生活する障がいのある人を支援する地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の基盤整備を図ります。
- 保護司等とも連携しながら、高松市再犯防止推進計画に基づく施策を推進し、犯罪や非行の防止と立ち直りを支える意識の啓発に取り組みます。
- 罪を犯した障がいのある人が、刑事施設から出所した後に自立した生活を送ることができるよう、刑事施設や地域生活定着支援センター等と連携し、福祉サービスの利用や就労支援の調整等、適切な社会復帰支援を行います。
- 障がいのある人の高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点等において、障がいのある人等からの相談に応じ、障がいのある人が安全で安心して暮らせる社会の構築を目指します。
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を運営します。
- 話しやすく分かりやすい身近な相談支援として、制度・分野にかかわらず相談を受け、関係機関へつなぐ「つながる福祉相談窓口」を総合センター等へ設置するとともに、「まるごと福祉相談員」が地域へ出向き、情報収集や戸別訪問を行うアウトリーチを実施します。

- どんな福祉の困り事にも対応できる仕組づくりとして、「まるごと福祉相談員」による相談支援コーディネートや、「ヤングケアラー・コーディネーター」による支援を行うとともに、「まるごと福祉会議」等を通じた支援機関同士のネットワークを構築します。

### (3) 福祉のまちづくりの推進

#### 【現状と課題】

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活し、社会活動に参加するためには、建物、道路、交通機関等における物理的な障害を除去する等、障がいのある人に配慮したまちづくりを推進することが重要です。アンケートやグループインタビューでは、行政に取り組んでもらいたいこととして、段差の解消やバリアフリートイレの増設等、バリアフリー化を求める声が多く寄せられました。

本市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」及び県条例等に基づき、国や県等、関係行政機関と連携し、「福祉のまちづくり」を積極的に推進してきましたが、より一層、障がいのある人を含む様々な人の活動に配慮するユニバーサルデザインの視点に立った「福祉のまちづくり」を、積極的に展開していく必要があります。

#### 【具体的取組】

- 新たな市の施設整備は、バリアフリー新法を遵守するとともに、県条例等への適合に努め、民間施設の福祉的環境整備を誘導する役割を担うとともに、修繕等の機会を捉え、既設の市有建築物の施設改善にも取り組みます。
- 都市公園については、障がいのある人が安心して利用できるよう、トイレ等の整備・改修を図ります。
- 既存対象建築物のユニバーサルデザイン化を推進するため、改修方法等の技術的な助言に努めるとともに、認定建築物制度を活用し、積極的に支援します。
- 建築主、設計者、管理者等を含め、全ての人々に建築物のユニバーサルデザイン化の必要性と重要性が認識されるよう、広報活動を充実します。
- 「共生社会ホストタウン」として、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。
- 障がいのある人に合理的配慮を提供するため、民間事業者などが実施した工事などについて、その費用の一部を助成します。

### 【写真】 令和4年度に整備した公園内トイレのバリアフリー化の例



## (4)交通・移動対策の推進

### 【現状と課題】

障がいのある人の自立と快適な移動のためには、歩行空間や公共交通機関等のバリアフリー化が重要であることから、バリアフリー新法の趣旨を踏まえ、公共交通機関の車両、駅舎、停留所、標識等も障がいのある人の利用に配慮した整備を促すとともに、歩行空間等のバリアフリー化を、より一層推進する必要があります。

また、障がいのある人の交通・移動に関する費用の助成を行うことで、障がいのある人の社会活動への参加を促進します。

### 【具体的取組】

- 中心市街地の市道において、歩道の縦断方向の傾斜や勾配の改善を目指す歩道切下げ段差解消や、視覚障がいのある人が安心して歩けるための視覚障がい者用誘導ブロック設置や信号機といった、バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業を推進します。
- 道路交通の円滑化を図り、障がいのある人等の安全を確保するため、違法駐車の防止対策、放置自転車の移送・保管対策等を行います。

- 障がいのある人、高齢者等が利用しやすいノンステップバスについて、路線バスとしての導入を促進します。
- 障がいの有無等にかかわらず誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシー(UDタクシー)の導入を促進します。
- 障がいのある人がタクシーを利用する際の料金の助成を行うほか、公共交通機関や有料道路の各種障がい者割引制度を周知するほか、割引制度の拡充について、関係機関に対し理解と協力を求めます。
- 公共施設や病院、大規模商業施設等において、障がいのある人に配慮した駐車スペースの適切な確保を促進します。
- 関係機関と連携して「かがわ思いやり駐車場制度」の普及啓発を行います。

## (5)防災対策の推進

### 【現状と課題】

障がいのある人は災害弱者になりやすいため、障がいのある人の視点からの防災体制を充実させることが重要です。グループインタビューでも、災害時・緊急時について「災害時、緊急時における障がいのある人への対応の強化」が求められています。

大規模災害時の避難支援や、障がいのある人に配慮した避難所の運営、避難行動要支援者名簿登録情報の活用のあり方等について、更なる検討を図るとともに、障がいのある人も含めた地域での防災訓練等、地域における取組の充実が求められています。火災等の緊急時においても、障がいのある人は通報や避難等に困難を抱えることが多いことから、緊急時対応の充実等を図っていくことが必要となります。

また、新型コロナウイルス感染症流行の経験を踏まえ、新たな感染症が発生した場合にも、「高松市新型インフルエンザ等対策行動計画」等に基づき、迅速に実施体制を整え、情報収集を行い、対策の全ての段階・分野において、情報提供・共有、予防・まん延防止、医療体制の整備、市民生活及び市民経済の安定の確保の対策が取れるよう備えておくことが重要です。

### 【具体的取組】

- 障がいのある人自身やその家族、障害福祉サービス事業所等に対し、災害に対する日頃からの備えについて普及啓発活動を推進します。
- 避難行動要支援者名簿への登録等の普及を促進します。
- 地域と連携し、障がいのある人も参加する防災訓練の充実や、障がいのある人に配慮した避難所の設置・運営、地域における災害時の障がい者支援に向けた取組を促進します。

- 障がいのある人向けのパンフレット「障がいのある方のための災害対応のてびき」の周知・啓発を行うほか、障がいのある人を支援する側の対応の手引きを作成し、インクルーシブ防災を実現します。
- 全指定避難所に配置している避難所コミュニケーション支援ボード「たかまつあんしん楽楽ボード」及び避難所用バンダナ「たかまつあんしんバンダナ」について、災害時指定職員を始めとする市職員や地域コミュニティに対し、使い方研修や周知・啓発を行い、災害時に活用します。
- 障がい特性に応じて適切・迅速に災害情報を届けることができるよう、多様な媒体・方法を用いた災害時の情報発信体制の充実を図ります。
- 福祉施設等と連携して、福祉避難所の指定を進めるとともに、福祉避難所開設・運営マニュアルの整備や開設・運営訓練の実施、物資の備蓄等、適切な福祉避難所の開設・運営ができるように支援を行います。
- 地域での安全・安心な生活を確保するため、緊急時に通報等ができる「あんしん通報サービス」の利用を促進するとともに、Net119緊急通報システムを活用して、緊急時の対応を行うため、Net119緊急通報システムの利用者登録を促進します。
- 感染症の拡大防止に向けて、障害福祉サービス事業所等に対する指導・助言や、国・県と連携した衛生用品の提供等に努めます。
- 障害福祉サービス事業所等に対し、災害対策に関する具体的な計画を作成し、事業所内の見やすい場所にその概要を提示するよう指導します。
- 障害福祉サービス事業所等について、より安全な施設となるよう耐震化整備を促進します。

## 【コラム2】 災害時や災害対策として活用できるツール

日本では、毎年のように自然災害が発生しており、いつ起こるか分からない災害に対して準備をしておく必要があります。特に、障がいのある方は、災害発生時に重要な情報が届きにくく、支援から取り残されたり、必要な支援を受けられなかったりする傾向があるため、それを補う別の対策を行なう必要があります。

本市では、手話言語・障がい者コミュニケーション手段の普及促進事業において、障がいのある方のための災害対策を進めているところですが、このうち、香川大学や関係団体の協力を得ながら制作した3つのツールを紹介します。

### 「障がいのある方のための災害対応のてびき」

障がいのある方が、災害時には逃げ遅れ等の困難を抱えやすいという課題への対応の一助として、また、障がいのある方やその支援に当たる方の不安の軽減や、地域コミュニティでの対話の促進に資するため、作成しました。

てびきは、「日ごろの備え」、「障がい別の災害対応」の2部構成です。「日ごろの備え」では、家の中での安全対策を始め、備蓄品などのチェックリストや災害情報の入手方法、近所付き合いの大切さなどを紹介しています。「障がい別の災害対応」では、9種の障がい別に、「非常用持出品や備蓄品」、「日頃から気を付けておくこと」、「災害が起きたら」のポイントをまとめています。



※「障がいのある方のための災害対応のてびき」のダウンロードはこちらから →



### 「たかまつあんしん楽楽ボード」(高松市避難所用コミュニケーション支援ボード)

指差しによって意思を伝えることができる、コミュニケーションを支援するツールで、災害時によく使用する言葉で構成されています。発達障がい、聴覚障がいなどのある方、高齢等により難聴の方、日本語が分からない外国の方など、話し言葉(日本語)によるコミュニケーションが難しい方と円滑な意思疎通を図ることを目的としており、本市の国籍別の住民数も参考に、日本語のほか、英語、中国語、ベトナム語を併記しています。

表紙の次の「用件」のページを起点に、指差された項目に応じて、該当ページに移動し、「体調・けが」や「持病」、「食事」など、困り事、伝えたい事などを、支援者に意思表示できるような構成になっています。



※「たかまつあんしん楽楽ボード」のダウンロードはこちらから →



### 「たかまつあんしんバンダナ」(高松市避難所用バンダナ)

聴覚障がい、視覚障がい、内部障がいなど、外見からは支援が必要であると分かりにくい方、自分の気持ちや意思を表現するのが難しい方などが、バンダナを首元で結び、背中に垂らして着用することで、周囲の人に支援が必要であることを伝えられるコミュニケーションツールです。また、手話通訳者などの支援者が身に着けると、必要な支援がスムーズに届けられるようになります。バンダナの四隅に「耳がきこえません」、「手話ができます」、「目が見えません」のメッセージやマークのほか、自由記載欄と「ヘルプマーク」があり、必要な支援や提供可能な支援に応じて使うことができます。



※「たかまつあんしんバンダナ」についてはこちらから →



これらのツールは、本市ホームページからダウンロードして使用したり、使い方を確認したりすることができます。

また、「たかまつあんしん楽楽ボード」と「たかまつあんしんバンダナ」については、本市の全ての指定避難所に設置しており、避難所でのコミュニケーションが円滑に進むよう、災害時指定職員を対象に研修を実施しています。

災害時に誰ひとり取り残されることがないよう、誰もが安心して地域生活を送ることができる災害対策に、今後も取り組んでまいります。

## (6)多様なコミュニケーション手段の普及促進

### 【現状と課題】

情報化社会が進展する中、障がいのある人の生活に必要な情報を入手しやすくする環境づくりが求められており、情報通信技術( ICT )を活用し、障がいのある人個々の能力を引き出し、自立と社会活動への参加を支援するとともに、情報通信技術の利用や活用面での格差が生じないよう、情報のバリアフリー化を推進する必要があります。

また、障がいのある人が地域で自立した生活をする上で、意思疎通の手段の確保は重要です。本市は、平成 31 年 3 月に「高松市手話言語及び障害のある人のコミュニケーション手段に関する条例」を制定し、言語としての手話に対する理解の増進と、障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及に向け、取組を進めています。

手話通訳者等、意思疎通支援者の養成や派遣、分かりやすい情報提供に取り組むとともに、情報保障に向けた取組の充実が重要です。

### 【具体的取組】

- 障がいのある人が様々な手段を活用して欲しい情報を入手し、活動の場を広げるコミュニケーションができるように、情報入手・意思疎通に役立つ情報機器やソフト等の紹介、活用に向けた各種支援を行うほか、関係機関にも情報アクセシビリティの向上を働きかけます。
- 聴覚障がいのある人に情報受信装置を給付し、バリアフリー化を推進します。
- 視覚・聴覚障がいのある人への情報提供・意思疎通支援を推進するため、手話通訳者、要約筆記者等の養成、手話通訳者や要約筆記者の派遣体制の充実、盲ろう通訳者養成・派遣事業の更なる周知等に取り組みます。
- 知的障がい、発達障がい等、障がいの多様な特性を踏まえ、適切に情報提供や意思疎通支援ができるように、関係機関と連携し、情報保障の人材育成やコミュニケーションツールの普及等を推進します。
- 聴覚障がいのある人の意思疎通を支援するため、福祉事務所窓口に手話通訳者を設置するとともに、行政機関や病院、公共交通機関等の各種サービス窓口に、手話のできる職員を配置するよう働きかけます。
- 知的障がい、発達障がい等、障がいの多様な特性を踏まえ、行政職員が適切に情報提供や窓口対応、意思疎通等の支援ができるように、職員研修やコミュニケーションツールの普及等を推進します。
- 市役所や総合センター等の窓口に設置した、話し言葉をリアルタイムで画面表示するコミュニケーション支援アプリ「UDトーク」を搭載したタブレットを活用し、窓口でのコミュニケーションのバリアフリー化を推進します。

- 高松中央商店街の一部店舗に設置している店舗向けコミュニケーション支援ボード「たかまつ楽楽ボード」の認知度向上及び利用促進を図ります。
- 聴覚障がいのある人等が自立した日常生活を送れるよう、「電話リレーサービス」を広く周知します。

### 【コラム3】 広げよう手話の輪

本市では、「高松市手話言語及び障害のある人のコミュニケーション手段に関する条例」に基づく施策の一環として、特に若い人たちへ向けて手話言語の周知啓発を図ることを目的に、手話を紹介する動画「広げよう手話の輪」を、令和2年度に制作しました。市内唯一の手話部で活動する香川県立高松南高等学校の8名の生徒さんと、本市出身のシンガーソングライターmimikaさんが、オリジナルのうたをつくりました。

歌詞に込められた想いが、多くの人の心に広がることを期待しています。

#### 広げよう手話の輪

作詞：香川県立高松南高等学校手話部×mimika

作曲・歌：mimika

言葉のバリアフリー 心もバリアフリーにして  
手と顔 心で話す 思いやリコミュニケーション  
認め合い 助け合い お互いを信じてみたら  
越えたい 心の壁も きっと越えられる  
知らない、分からぬいで 済ませたくない  
「未来への希望」 どの人生にも 同じでありますように  
広げよう 手話の輪 ここから生まれる 笑顔がある  
伝えよう 大切な気持ち 繋がる想いが きっと誰かの勇気になる  
きっと幸せ 運ぶ 手話の輪



※動画「広げよう手話の輪」の視聴はこちらから →

## (7)行政からの情報発信の充実

### 【現状と課題】

令和4年5月に、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するため、障がいのある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関する基本理念や、国及び地方公共団体等の責務が規定されたことにより、行政情報の提供や、行政窓口での相談・手続における対応等について、個々の障がい特性に応じた情報保障等の取組が、より一層求められています。

このため、本市では、市のホームページや広報紙等で視覚障がいのある人、聴覚障がいのある人等への配慮を行っていますが、窓口対応を含め、今後より一層の合理的配慮が必要となります。

### 【具体的取組】

- 視覚障がいのある人が行政情報を入手できるよう、「点字広報」や「声の広報」を発行します。
- 視覚障がいのある人への情報保障として、拡大読書器の図書館への設置、活字文書読み上げ装置の窓口への設置、各種行政文書への音声コードの印刷・配付等に努めます。
- 市の開催するイベントに可能な限り手話通訳者を配置する、市が制作する各種動画に可能な限り文字情報を付加する等、情報保障の取組を推進します。
- 福祉事務所窓口に設置した障害福祉サービス事業所等のパンフレットや、テレビ画面で聴覚障がいのある人等への情報伝達を行うためのデジタルサイネージを活用し、障がいのある人への情報提供に努めます。
- 「障がい者ガイドブック」やホームページを通して、各種相談窓口を分かりやすく周知・啓発します。
- 本市の制度のみならず、必要に応じ、国等の制度・イベント等についても、本市から情報発信します。

## 4 保健・医療の充実

障がいのある人が地域社会で安心して生活していくためには、いつでも医療を受けられる環境、障がいの重度化の予防においては、障がいの早期発見・対応体制やリハビリテーションの体制の充実が必要です。また、障がいのある人の高齢化に伴い、介護保険事業との連携も重要となっています。

障がいのある人一人一人の状況に応じた適切な保健・医療サービスやリハビリテーションを提供するとともに、障がいの原因となる疾病の予防や、障がいの重度化予防のための保健・医療サービス及び精神保健福祉対策や難病対策等の充実を図ります。

### 【目標管理事業】

事業内容	目標項目・見込項目	令和4年度実績	令和8年度目標・見込量
障がいのある人の医療費の助成	受診率	237.7%	236.4%

### (1)障がいの早期発見及び重度化予防

#### 【現状と課題】

障がいの早期発見のためには、妊婦及び乳幼児を対象にした健康診査、先天性代謝異常等検査、発育・発達相談、保健指導等が必要です。

また、生活習慣病を始めとする慢性疾患は増加傾向にあることから、その予防と後遺症としての障がいの発生や寝たきりを予防する対策が必要であり、その対策により障がいの重度化予防にもつながると考えられます。

本市では、高松市民の健康づくりの指針である「高松市健康都市推進ビジョン」を推進し、生活習慣の改善を図るとともに、早期発見・早期治療を促すため、各種健康診査及び、がん検診の受診率の向上と事後指導の徹底に取り組んでいます。引き続き、同ビジョンに基づき、障がいの早期発見、生活習慣病とその重症化予防に取り組みます。

#### 【具体的取組】

- 健康の保持増進と、発達障がいを含む障がいの早期発見を図るため、妊娠期から乳幼児期までの発達段階に応じ、妊婦健康診査、1歳6か月児・3歳児健康診査、各種健康相談、健康教育等を行うとともに、保護者に対し、早期発見の重要性について啓発を行います。また、障がいが発見された場合には、医療機関等の情報提供や専門相談を行います。
- 障がいの発生要因である生活習慣病の早期発見、早期治療を促すため、健康診査や各種がん検診の充実と受診率の向上に努めるとともに、事後指導を徹底します。

- 脳血管疾患の後遺症や認知症等による障がいの発生を予防するため、健康診査・健康教育・健康相談・訪問指導等を行います。

## (2)医療・リハビリテーションの充実

### 【現状と課題】

障がいのある人の自立を促進する上で、医療の役割は極めて大きく、在宅障がい者の緊急時の対応や障がい者医療に関する公費負担医療給付事業等を充実する必要があります。

また、乳幼児期から老年期に至る全てのライフステージにおいて、心身の機能の維持及び回復を図るために、適切な時期に適切なリハビリテーションを提供する必要があるため、保健・医療・福祉関係機関と連携を強化していく必要があります。

### 【具体的取組】

- 障がいのある人に必要な医療が適切に確保されるよう、地域医療体制を充実するとともに、夜間急病診療所や休日当番医制等の救急医療体制を維持します。
- 養育医療、育成医療、更生医療等の公費負担医療給付事業を行うほか、障がいのある人の医療費や更生医療等の自己負担分を助成します。
- 障がいのある人の適切なリハビリテーションを早期に行うため、身体障害者福祉センター「コスモス園」や、かがわ総合リハビリテーションセンターの多様な機能を有効に活用します。
- 医療機関、訪問看護ステーション、介護保険施設等と連携しながら、在宅重度の身体障がいのある人、長期療養児、寝たきり高齢者、難病患者等を対象に、訪問指導等を行うとともに、地域における包括的な保健・医療・福祉サービスの充実を図ります。
- 定期的な医療ケアを必要とする障がいのある人の増加や、障がいに伴う二次障がいの発生を予防するため、健康診査等、障がいのある人の健康管理対策の充実を図ります。
- 介護保険制度に基づき、障がいのある高齢者的心身の機能維持・回復や自立を支援するとともに、各種介護・保健福祉サービスの利用を促進します。
- 医療機関に出向くことが困難な在宅重度の障がいのある人の受診機会を確保するため、医師等を派遣し、訪問診査や更生相談を行います。

## (3)精神保健福祉対策の推進

### 【現状と課題】

精神障がいのある人に対する施策は、入院医療中心から、地域における保健・医療・福祉を中心としたあり方への転換が求められていますが、1年以上の精神疾患による長期入院患

者数は、全国的には継続的な減少傾向にあるものの、香川県内ではそのような状況にまで至っていません。

精神障がいのある人に対する正しい理解を深め、差別や偏見を是正するとともに、在宅福祉サービスや精神障がいのある人及び家族等に対する相談・指導・就労支援等を充実し、精神障がいのある人が地域で生活するための環境を整備する必要があります。

#### 【具体的取組】

- こころの病気、アルコール・薬物問題、思春期のこころの問題について、早期対応を図るため、専門医師、保健師等による「こころの健康相談」を実施します。
- 精神障がいのある人が地域で生活していくための生活支援や医療の継続等について、相談や家庭訪問を行い、家族に対しては「家族教室」を実施します。
- 精神科病院に入院している精神障がいのある人のうち、病状が安定しており、退院可能な人の退院や退院後の地域での生活を支援します。
- 精神障がいのある人の社会活動への参加を支援するため、デイケアの充実に努めるほか、保健・医療機関、福祉施設、民生委員・児童委員等と緊密に連携し、地域のネットワークづくりを促進します。
- 「こころの健康」について、市民の関心と理解を深めていくため、県と連携し、精神保健に対する正しい知識の普及啓発に努めます。

### (4)難病対策の推進

#### 【現状と課題】

本市の難病患者のうち、小児慢性特定疾病医療受給者の数は横ばいですが、難病医療費(指定難病)受給者は増加傾向にあり、支援の充実が求められています。

難病患者が利用できる障害福祉サービス等について、制度改正を踏まえた、より一層の周知が必要な状況です。難病患者が医療サービスや生活支援サービス等を受けやすい体制づくりを推進していくため、県や関係機関等と、さらに連携していく必要があります。

また、難病患者の地域生活や就労等において、市民や企業等の正しい理解を深めるとともに、就労支援や相談対応等の体制を充実していくことも重要となります。

#### 【具体的取組】

- 県や関係機関と連携し、指定難病を始めとする難病に関する情報提供や相談支援体制の充実、医療提供体制の確保等を図ります。
- 障害福祉サービス等の情報提供を行い、難病患者の地域生活を支援します。
- 難病に関する啓発活動や、難病患者の就労に関して、企業への啓発等を進めるとともに、難病患者の就労支援体制の充実を図ります。

- 公平かつ安定的な医療を提供するため、小児慢性特定疾病医療費を助成します。
- 小児慢性特定疾病の児童等の自立を支援するための体制の充実を図ります。

## 5 早期療育と学校教育の充実

障がいのある人の自立と社会参加において、教育は重要な役割を担います。障がい児の健やかな発達・発育を促し、必要な教育を受けられるよう、障がい特性を踏まえた障がい児やその保護者への相談支援体制の充実、一人一人のニーズに応じた、きめ細かな支援を行うとともに、教育・福祉・保健・医療といった、関係機関の連携をさらに強化し、「子ども・子育て支援推進計画」との整合性を図りながら、切れ目のない支援の一層の充実を図ります。

また、国の動向等も踏まえながら、特別支援教育の充実を図るとともに、教育の場においても「合理的配慮」を踏まえた取組を推進し、本市におけるインクルーシブ教育の充実を図ります。

さらに、子どもの時期からの障がい理解に向け、福祉教育の充実を図り、理解と交流を促進します。

### 【目標管理事業】

事業内容	目標項目・見込項目	令和4年度実績	令和8年度目標・見込量
特別支援教育推進事業	授業の中で、個別の配慮が必要な児童生徒に対して特性に応じた指導を行っている学校の割合	小学校 95.7% 中学校 95.6%	小学校 100.0% 中学校 100.0%
小・中学校バリアフリー化等 施設整備事業 (エレベーター設置)	整備着手校数	—	5校 (要配慮児童・生徒在籍校)

### (1)早期療育体制の充実

#### 【現状と課題】

障がい児の育成は、その成長段階に応じて、障がい児及びその家族のニーズを的確に把握し、対応する施策を展開することが重要です。

また、発達障がい児への対応では、子どもが持っている発達の特性を知り、周囲が環境や対応方法を工夫して接することで、子どもの生活上や学習上の困難さを軽減できることから、早期発見と早期からの支援が重要です。

今後とも、教育・福祉・保健・医療の関係機関が緊密に連携し、療育体制を充実する必要があります。

#### 【具体的取組】

- 障がい児保育の充実を図り、発達障がい児等に適切に対応するため、就園・就学指導を行うとともに、早期の専門的な保育・教育支援や親子支援等、適切な支援を推進します。
- 発達障がい児等への指導支援に関わる職員の資質及び指導力の向上を図るため、発達障がい児対応研修を実施するとともに、就学前教育・保育施設への専門家による巡回支援訪問等を行います。
- 地域における生活を支援するため、県や障害福祉相談所等と連携し、療育事業を実施するとともに、障害児等療育支援事業の利用の促進を図ります。
- 教育支援委員会を設置し、個々の障がいの程度、能力、適性等について、教育学、医学、心理学等の専門的な立場から調査・審議し、適切な就学指導を行います。
- 放課後等デイサービス、児童発達支援といった障がい児の通所サービスについて、個々の実情に応じた支援の充実を図るとともに、事業所の指導監査・育成等を通じてサービスの質の向上を図ります。
- 発達障がいの特性や相談先について、広く市民の方々への理解が広がるよう、子どもに係る支援団体とも連携し、周知・啓発します。

## (2)特別支援教育の充実

#### 【現状と課題】

障がい児の教育は、障がい児の成長段階に応じ、乳幼児期から学校卒業まで一貫した教育を展開する必要があります。

そのためには、障がい児や保護者に対する相談支援体制を充実するとともに、障がい児の能力・適性や障がいの程度に応じた教育が、効果的に実施できるよう、施設及び設備を適切に整備する必要があります。

また、障がいの重度・重複化や多様化の状況を踏まえ、発達障がい児等に対する支援や、特別支援教育に携わる教職員に対する研修等を充実し、資質及び指導力の向上を図るとともに、他の教職員も特別支援教育及び人権に関し、さらに理解を深める必要があります。

合理的配慮の観点からの、障がいのある子どもと、ない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育や、国の GIGA スクール構想に基づく、一人一台端末の利活用が、本市においても推進されています。こうした取組をさらに展開するとともに、ICT の利活用によるインクルーシブ教育の更なる充実を図ります。

## 【具体的取組】

- 教職員の資質及び指導力の向上を図るため、研修体制を強化するとともに、障がい児に対する教育内容・教育方法の改善を図ります。
- 学校教育全体で障がい児を受け止めるという観点から、交流及び共同学習、教職員の人事交流等、特別支援学校と小・中学校の連携を強化します。
- 障がい児の実態に応じ、校舎等の出入口の段差解消やバリアフリートイレ・エレベーター・階段昇降機の設置等、適切に施設・設備を整備します。
- 障がい児の適切な就学を推進するため、医師や特別支援教育担当教員等の専門家による教育相談を実施します。
- 特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、負担能力に応じて、特別支援教育就学奨励費を給付します。
- 特別支援学校の中学校部や中学校の特別支援学級の卒業者は、能力・適性や、障がいの程度等に応じて、特別支援学校高等部を始め、一般就労、職業能力開発校、就労継続支援事業等実施施設といった、多様な進路が選択できるようにします。
- 小・中学校に、学校生活支援員を配置し、特別支援学級や通常の学級での指導補助、発達障がい児への指導支援・補助等を行います。
- 幼稚園に、特別支援教育に関する教職員を配置し、発達障がい児等への指導支援・補助等を行います。
- 発達障がい児等への指導支援に関する教職員の資質及び指導力の向上を図るため、小・中学校への、専門家による巡回支援訪問等を行います。
- 障がい児受入施設の適切で円滑な運営を図るため、放課後児童クラブ指導員に対し、発達障がい児対応研修を実施するとともに、相談支援員による巡回・指導を行います。
- 個別教育支援計画・指導計画等に基づく特別支援教育の一層の推進を図るとともに、教育の場においても「合理的配慮」を踏まえた取組を推進し、国の動向も踏まえつつ、本市におけるインクルーシブ教育の充実を図ります。

【写真】 学校におけるバリアフリートイレの整備



**【写真】 学校におけるエレベーターの設置**



### (3)教育・福祉・保健・医療の連携体制の充実

#### 【現状と課題】

障がい児の療育・教育においては、障がい児の成長段階に応じ、健やかな発達・発育を促し、必要な教育が受けられるよう、切れ目のない体制で支援を展開する必要があります。

本市においても、これまで関係機関が連携を図りながら、療育・教育のニーズに対応してきましたが、発達障がいを始めとして障がい児は増加しています。

また、医療的ケアを必要とする児童の増加や、障がいの状況も多様化・重度化していることから、子ども一人一人の障がい特性に合わせた、きめ細かい支援が求められています。

今後とも、関係機関の連携をさらに強化しながら、切れ目のない障がい児支援の一層の充実を図っていく必要があります。

#### 【具体的取組】

- 発達や発育に心配のある子どもや障がい児の成長段階に応じて、療育、教育、医療等、必要な支援が行えるようにするために、乳幼児健康診査や発達相談等において、関係機関が連携する早期発見・早期支援体制の充実を図るとともに、保護者に対して、発達障がいを含む障がいの早期発見の重要性について、啓発及び保護者への支援を行います。
- 障がい児に対する切れ目のない支援を行うため、教育・福祉・保健・医療等の関係機関が密接に連携する総合的支援体制の充実を図ります。
- 保育所等や幼稚園、また、小・中学校において、医療的ケア児を安全に受け入れ、保育や教育を実施するため、看護師が訪問して必要な医療的ケアを行える切れ目ない支援体制を構築し、医療的ケア児の支援を推進します。

## (4)福祉教育の推進

### 【現状と課題】

児童・生徒が、その発達段階において、障がい児及び障がい者に対する正しい理解と認識を持つことが大切であり、学校教育の場における福祉教育の推進は極めて重要です。

本市の小・中学校では、障がい児との触れ合い交流等を通して、児童・生徒の福祉の心を育むとともに障がい児への理解を深める福祉教育を展開していますが、引き続き、教育活動全体を通して、障がい児及び障がい者への理解を、さらに深める教育を推進していく必要があります。

### 【具体的取組】

- 小・中学校の総合的な学習の時間や教科・道徳等の学習で、福祉ボランティア、手話、車いすの体験、視覚障がいや聴覚障がいの疑似体験等を通じ、障がい児に対する理解を深める等、福祉のまちづくりに向けた啓発活動を推進します。
- 市立小・中学校の児童・生徒を対象に、当事者である聴覚障がいのある人を講師として派遣し、手話及び聴覚障がいのある人に関する講演や手話体験を行う出前講座を実施します。
- 社会の一員として、共に生きていく必要性を考える福祉教育の場の拡大を図るために、中学生・高校生を対象に、福祉ボランティアの育成につながる啓発事業を行います。

## 6 生活・就労支援の推進

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、障がいのある人の様々なニーズに対応する障害福祉サービス等の質・量の充実を図り、障がいのある人が生活に必要なサービスを自由に選べるようにしていくことが重要となります。介護者の高齢化対応や介護疲れからの虐待防止の観点から、家族介護者の負担の軽減も必要となっています。

障がいのある人の社会参加や経済的自立において、就労は重要な役割を担うことから、福祉・教育・労働関係機関等と連携し、法定雇用率の遵守等、雇用促進に向けて企業等へ積極的な啓発を行うとともに、企業等における障がい理解の促進や支援の充実を通じ、雇用の場の拡大を推進します。

また、就労支援サービスの充実や、一般就労が困難な人の働く場として福祉的就労の基盤の充実を図り、様々な状況の障がいのある人が働くことのできる環境の整備に取り組みます。

さらに、令和2年3月に策定した「高松市障がい者活躍推進計画」に基づき、本市における障がい者雇用と障がいのある職員の活躍の推進に取り組みます。

## 【目標管理事業】

事業内容	目標項目・見込項目	令和4年度実績	令和8年度目標・見込量
市役所内障がい者就労の場の開設	参加者数	33人	40人
本市における障がいのある人の職員採用	障がい者雇用率(市長部門)	2.34% (93.5人)	2.8%以上
障がい者優先調達の推進事業	調達実績額	1,619万8,105円	1,750万円

## (1)障害福祉サービス等の充実

### 【現状と課題】

障がいのある人一人一人の多様なニーズに対応し、障がいのある人が豊かな地域生活を実現させるためには、利用者が自らの選択により、適切に利用できるサービスの量的・質的な充実や生活支援体制の整備等、サービス提供体制の充実を図る必要があります。アンケートやグループインタビューからも、障害福祉サービスについて多様なニーズがあることが分かります。

「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」に基づき、障害福祉サービス等の充実を図るとともに、障害福祉サービス等の分かりやすい情報提供に取り組みます。

また、親亡き後の生活を心配する声も聞かれることから、重度の身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人の地域での自立生活を支援するとともに、施設等からの地域生活への移行における住まいの場として、グループホームの充実等を図る必要があります。

また、事故や疾病により脳に障がいを受けた高次脳機能障がい者への支援が課題となっています。高次脳機能障がいを発症した人が、地域社会の中で生活できるようになるためには、医療からリハビリを経て社会復帰までの一貫した支援が必要です。

### 【具体的取組】

- 障がいのある人が利用できるサービスを適切に選択できるようにするために、広報紙やホームページ等を通じて、障害福祉サービス等の情報を適切に提供します。
- 基幹相談支援センター・相談支援事業所等と緊密に連携し、障がいのある人に、障害福祉サービス等のサービス内容や、サービス提供事業者等の情報を、分かりやすく、適切に提供します。
- サービスの質の向上を図るために、サービス提供事業者・人材の確保、育成等を支援します。

- 日常生活用具給付事業等地域生活支援事業について、障がいのある人のニーズを踏まえ、サービス内容の充実を図ります。
- 個々の事業者の質の向上を図るとともに、利用者が適切なサービスを選択できるようするため、事業者の提供する福祉サービスの質を公正・中立な第三者評価機関が評価する、福祉サービス第三者評価の受審を促進します。
- 利用者の生活の質的向上を図るため、社会福祉施設における利用者等の苦情解決に努める苦情解決制度の普及を促進します。
- 障害福祉サービスを設置する事業者ごとに、業務管理体制の整備を徹底し、事業者における法令遵守の義務を履行するよう指導します。
- 地域共生社会の実現に向けた共生型サービスの周知・啓発を図り、利用促進します。
- 既存の市営住宅の有効活用を図る中で、障がいのある人向けの住宅を確保する等、障がいのある人の立場に立った良好な住環境を整備します。
- 障がいのある人の地域での自立生活や障がいのある人の地域移行を支援するため、関係機関と連携し、グループホームの充実を図ります。
- 高次脳機能障がいについて、広く周知を図るとともに、必要な福祉サービスが受けられるよう適切な支援に努めます。
- 障害福祉サービス事業所等において、利用者本位の適切な支援や運営が行われるよう、効果的な実地指導を行います。
- 利用者が適切なサービスを受けられるよう、サービス提供事業所が抱える様々な課題について、事業所からの相談に応じ、必要な情報の提供を行います。

## (2)障がいのある人及び家族介護者等への生活支援

### 【現状と課題】

障がいのある人が地域社会で自立した生活を営むためには、経済的基盤の安定が重要です。

そのためには、障がいの重度化・重複化及び障がいのある人本人やその介護者の高齢化、経済動向等を考慮する中で、医療費の負担軽減や年金等の所得保障の充実といった、経済的な支援をする必要があります。

また、障がいのある人本人やその介護者の高齢化が進む中、障がいのある人を介護する家族の負担が大きくなっています。重度の障がいのある人も含め、障がいのある人が地域で安心した生活を送るために、障がいのある人を日常的に介護している家族等への支援が重要となります。

家族だけで負担を抱え込んだり、地域で孤立したりするようなことがないように、必要なときに気軽に利用できる一時預かり(レスパイトサービス)を始め、適切な支援を充実させていく必要があります。

### 【具体的取組】

- 各種の広報媒体を活用し、医療費の自己負担分への助成や障がいのある人が受け取ることができる年金のほか、特別障害者手当等の制度を広く周知します。
- 障がいのある人の生活の安定を図るため、県の心身障害者扶養共済制度を周知するとともに、掛金を助成します。
- 自動車税やNHKの受信料の減免等、各種の制度を周知するとともに、対象範囲の拡大を関係機関へ要望します。
- 障がいのある人に対する軽自動車税の減免について、周知・啓発に努めます。
- 障がいのある人の自立のため、県社会福祉協議会が実施主体となっている生活福祉資金貸付事業を周知するとともに、利用を促進します。
- 障がいのある人を介護する家族等が、介護の悩みの相談や情報交換を行う等、交流する機会の充実に向けた支援を行うとともに、障がい者団体の取組を支援します。
- 障がいのある人本人やその家族が、相互に援助を行う活動であるピアカウンセリング等への支援を行います。
- 障がいのある人やその家族を地域で見守る体制づくりや、短期入所等(レスパイトサービス)の普及を図ります。
- 障がいのある人を介護する家族等が窓口で相談しやすい環境の整備を行います。

### (3)雇用の啓発と関係機関との連携

#### 【現状と課題】

雇用・就労は、障がいのある人の自立や社会活動への参加のために重要であり、障がいのある人が能力を発揮し、働くことによって社会に貢献できるよう、雇用環境を整備することが求められています。

企業への障がい者雇用の啓発を始め、障がいのある人に対する職業訓練や事業所に対する助成、職場定着までの相談や支援等、様々な施策が国や県等で行われていますが、障がい者雇用率は十分ではなく、就職先が見つからなかったり、一般就労に就けてもなかなか定着ができないケースが多くあります。新型コロナウイルス感染症の影響による雇止めの問題も、障がい者雇用に影響を及ぼすことが予想されます。

なお、近年、いわゆる「農福連携」として、障がいのある人の農業分野での活躍を通じて、農業経営の安定や発展とともに、障がいのある人の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組が各地で展開されています。農業の担い手不足等の地域課題解決にもつながる「WIN-WIN」の取組として、農福連携をさらに推進することが求められています。

### 【具体的取組】

- 障がいのある人の雇用に対する市民や企業の理解を深めるため、公共職業安定所(ハローワーク)等の関係機関と連携し、啓発活動を行います。
- 障がいのある人が働くための職場環境の整備等、障がいに対する合理的配慮についての啓発を行います。
- ハローワーク、県、香川障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、学校等と連携し、障がいの種別や程度、能力や適性に応じた効果的な職業相談等の実施を促進します。
- 本市や県内での農福連携の取組事例を市ホームページで紹介する等、農福連携の更なる普及に向けた啓発活動を行います。
- 市役所内での障がいのある人の就労の場「ヨロコビ たかまつ ふれあいの店」で、農業を行う障害福祉サービス事業所が生産した加工食品等を販売します。
- 農業・福祉の連携に関する啓発活動の推進や、両者のマッチングを促進することにより、農業分野における障がいのある人の就労や生きがいづくりの場を創出するとともに、多様な農業人材の確保・活用を図るため、関係機関等と連携して農福連携推進協議会を立ち上げます。

### (4)一般就労の促進

#### 【現状と課題】

SDGs の目標の一つに、「8 働きがいも 経済成長も」があり、そのターゲットとして「2030 年までに、若者や障害者を含む全ての女性と男性にとって、完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい仕事を実現し、同一労働同一賃金を達成する」とあります。障がい者雇用が当たり前のものとなり、「障がい者として」ではなく「同じ職場で働く仲間として」、障がいの有無にかかわらず、公平な評価や給与を得ることが必要です。

香川労働局発表の障がい者雇用率(令和4年6月1日現在)は、香川県で平均 2.16%と、前年より上回ったものの、民間の法定雇用率(同日現在 2.3%)及び全国平均(2.25%)を下回っており、障がいのある人の雇用は十分な状況とはいえません。

障がいのある人の一般就労においては、就労移行支援等のサービスの充実、就労・生活支援センター等における就労に関する情報提供や相談支援等、雇用・就労における総合的な支援体制づくりに取り組むとともに、障がいのある人の能力に応じた職域の拡大や障がいのある人が働きやすい多様な雇用形態・就業形態の促進等、安定した雇用促進に向けた支援策の充実が求められています。これらの取組は、本市における障がいのある人の雇用についても同様に必要です。

### 【具体的取組】

- 障がいのある人の雇用の拡大を図るため、障がいのある人の法定雇用率や、法定雇用率を満たさない場合の雇用納付金制度及び雇用促進のための国・県が行う各種助成金制度や、その他の支援制度について、企業へ周知・啓発します。
- ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と連携して、障がいのある人の就労支援について総合的な情報提供、相談援助等を行います。
- 中央商店街の空き店舗を活用した障がい者雇用に対し、その事業費を助成します。
- 障がいのある人の雇用が効果的に進められるように、短時間勤務や在宅勤務といった、多様な勤務形態の確立を目指し、関係機関と連携して普及啓発を行うとともに、職場適応援助者(ジョブコーチ)の活用を促進します。
- 障がいのある人の就労能力の向上と職域の拡大を図るとともに、就労生活を支えるグループホーム等の充実を図ります。
- 就労移行支援事業所等への支援を通じて、一般就労の促進を図るとともに、障がいのある人の就労支援に関して基盤の充実を図ります。
- 本市における障がいのある人の雇用では、一般職員の募集と併せて、障がい特性に応じた業務に従事する職員募集を行う等、障がい特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、知的障がいのある人、精神障がいのある人及び重度の身体障がいのある人の積極的な採用に努めます。また、障がいのある職員を対象としたアンケートを毎年度実施し、障がいのある人と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行い、改善につなげます。

### (5)福祉的就労の場の確保と充実

#### 【現状と課題】

一般就労として雇用されることの難しい障がいのある人が、就労の機会を得られ、作業や生産活動に携わることのできる就労継続支援事業や地域活動支援センター等の役割は、障がいの重度化・重複化傾向と特別支援学校卒業者の増加に伴い、ますます重要となっており、アンケートやグループインタビューにおいても、就労・雇用について必要なこととして「就労継続支援A型事業所の増加」や「就労支援サービスの充実」が求められています。

今後も、その需要に応じた事業所の整備を促進するとともに、事業の安定運営や工賃の向上等を図っていくことが求められています。

また、障がいのある人の社会的自立を支援するため、国の障害者雇用納付金や障がい者雇用のための各種助成措置を周知するとともに、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)に基づき、本市が率先して、障害者就労施設等からの調達を拡充していくことが必要です。

### 【具体的取組】

- 関係機関と連携しながら、就労継続支援事業所や地域活動支援センター等が供給する物品等の販売を促進します。
- 障害者優先調達推進法を踏まえ、本市における物品等の調達の拡充を図ります。
- 就労継続支援事業所や地域活動支援センター等に対して、物品等の品質向上や販売促進等、事業の安定運営と工賃の向上につながる支援を行います。

## 第5章 障害福祉計画

### 1 成果目標の設定

障害福祉計画では、障がいのある人等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、目指すべき成果目標を定めることとされており、本プランでは令和8年度を目標年度とした成果目標を定めることになります。

成果目標の基準は国が定めており、この基準を踏まえながら、本市の上位計画である「第7次高松市総合計画」及び県の目標との整合も図りつつ、本市における目標を設定するものとします。

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	
令和4年度末時点の入所者数	(A)	358人
令和8年度末施設入所者数	(B)	340人
【目標値】施設入所者数の削減(B-A)	(C)	18人
入所者数削減率【国指針:5%以上削減】	(C)/(A)	5.0%
【目標値】地域生活移行者数(計画年度内の累計)	(D)	27人
地域生活移行者数【国指針:6%以上】	(D)/(A)	7.5%

#### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	数値
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数(年間)	26回

#### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	数値
地域生活支援拠点等の運用状況の検証実施回数(年間)	12回

#### (4)福祉施設から一般就労への移行等

項目		数値
(令和3年度の一般就労移行者数) (うち、就労移行支援からの移行者数) (うち、就労継続支援A型からの移行者数) (うち、就労継続支援B型からの移行者数)	(A)	65人 (50人) (6人) (9人)
【目標値】令和8年度の一般就労移行者数 (うち、就労移行支援からの移行者数) (うち、就労継続支援A型からの移行者数) (うち、就労継続支援B型からの移行者数)	(B)	86人 (66人) (8人) (12人)
増加割合【国指針:1.3倍以上】	(B)/(A)	1.3倍

項目	数値
就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所の割合 【国指針:25%以上】	25%以上
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上である就労移行支援事業所の割合 【国指針:50%以上】	50%以上

#### (5)障がい児支援の提供体制の整備等

項目	数値
児童発達支援センターの設置数	2か所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	有り
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	2か所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	3か所
医療的ケア児に対する関連分野支援コーディネーターの配置人数	1人

## (6)相談支援体制の充実・強化等

項目	数値
総合的・専門的な相談支援実施件数(年間) (相談支援事業実施施設 11 か所における延べ相談件数の合計)	18,800 件
地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言実施件数(年間)	4 件
地域の相談支援事業者的人材育成支援件数(年間)	34 件
地域の相談機関との連携強化の取組実施件数(年間)	17 件

## (7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	数値
障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加者数(年間)	11 人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有実施	実施
指導監査結果の関係市町村との共有実施	実施

## 2 障害福祉サービス、計画相談支援等の見込み

### (1)訪問系サービス

#### 【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいにより、常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が、外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護等、外出する際に必要な援助を行います。

サービス名	サービスの内容
行動援護	知的障がいや精神障がいにより、行動に著しい困難を有する人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために、必要な援護、外出時における移動中の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等、複数のサービスを包括的に提供します。

#### 【見込量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	利用人数(人／月)	659	669	679
	利用時間(時間／月)	11,478	11,575	11,672
重度訪問介護	利用人数(人／月)	40	42	44
	利用時間(時間／月)	11,229	11,791	12,352
同行援護	利用人数(人／月)	130	133	136
	利用時間(時間／月)	2,376	2,431	2,486
行動援護	利用人数(人／月)	21	24	27
	利用時間(時間／月)	200	212	224
合 計	利用人数(人／月)	850	868	886
	利用時間(時間／月)	25,283	26,009	26,734

※本市では重度障害者等包括支援を実施する事業所がないことから、見込量を設定していません。

## (2)日中活動系サービス

### 【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をしています。長期入院による医療的ケアが必要で、一定の要件を満たした方が対象となります。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
短期入所 (福祉型・医療型)	自宅で介護する人が病気等の場合に、入所施設等で短期間の宿泊を伴い、入浴・排泄・食事の介護等を行います。福祉型は障害者支援施設等、医療型は病院、診療所、介護老人保健施設において実施します。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がいのある人に、障害者支援施設・事業所又は居宅で、理学療法・作業療法等のリハビリテーションや、生活等に関する相談・助言等の必要な支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がいのある人、精神障がいのある人に、障害者支援施設・事業所又は居宅で、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために訓練や、生活等に関する相談・助言等の必要な支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人で、通常の事業所で雇用可能と見込まれる人に、生産活動、職場体験等の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動や職場の開拓等の必要な支援を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等への就労が困難な障がいのある人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づく就労機会の提供を行い、支援を行うA型と、雇用契約は締結せずに支援を行うB型の2種があります。
就労定着支援	一般就労した障がいのある人の就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

**【見込量】**

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	利用人数(人／月)	98	98	98
生活介護	利用人数(人／月)	886	897	908
	サービス利用量(人日／月)	18,328	18,365	18,402
短期入所 (福祉型)	利用人数(人／月)	403	410	417
	サービス利用量(人日／月)	2,006	2,041	2,076
短期入所 (医療型)	利用人数(人／月)	4	5	6
	サービス利用量(人日／月)	36	42	48
自立訓練 (機能訓練)	利用人数(人／月)	14	14	14
	サービス利用量(人日／月)	238	238	238
自立訓練 (生活訓練)	利用人数(人／月)	29	29	29
	サービス利用量(人日／月)	369	369	369
就労移行支援	利用人数(人／月)	112	115	118
	サービス利用量(人日／月)	2,001	2,073	2,145
就労継続支援 (A型)	利用人数(人／月)	169	169	169
	サービス利用量(人日／月)	3,549	3,549	3,549
就労継続支援 (B型)	利用人数(人／月)	1,058	1,117	1,176
	サービス利用量(人日／月)	19,158	19,456	19,754
就労定着支援	利用人数(人／月)	33	37	41

### (3)居住系サービス

#### 【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居で、主に夜間において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。地域生活を営む上で、日常生活上の援助が必要な障がいのある人が対象となります。
施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。主に障害支援区分4以上(50歳以上の方は区分3以上)の人が対象となります。生活介護等の日中活動とあわせて、障がいのある人の日常生活を一体的に支援するサービスです。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人等に、理解力、生活力等を補うため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や利用者からの相談・要請に応じた随時の対応を行います。

#### 【見込量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用人数(人)	418	436	454
施設入所支援	利用人数(人)	358	349	340
自立生活援助	利用人数(人)	1	2	3

## (4)相談支援

### 【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行うとともに、作成された「サービス等利用計画」が適切かどうか定期的なモニタリングを実施し、必要に応じて見直しを行います。
地域相談支援 (地域移行支援)	障害者支援施設等に入所している人や、精神科病院に入院している人を対象に、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援等、施設・病院から退所・退院して、地域生活に円滑に移行できるように支援を行います。
地域相談支援 (地域定着支援)	障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した人や、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、地域生活が継続できるように相談や緊急時の訪問等の支援を行います。

### 【見込量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用人数(人)	3,234	3,310	3,386
地域相談支援 (地域移行支援)	利用人数(人)	1	2	3
地域相談支援 (地域定着支援)	利用人数(人)	1	2	3

## (5)地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者や障がい児が、その有する能力や適性に応じて、自立した生活を営むことができるように柔軟な事業形態により実施するものです。

## ①必須事業

### 【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
相談支援事業	障がい当事者や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止や、その早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助等を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てが困難な障がいのある人に対し、市が代わって成年後見審判の申立てを行います。また、成年後見制度の申立てに要する経費等の助成を行います。
意思疎通支援事業	聴覚障がいのある人や音声・言語機能障がいのある人に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置等により、意思疎通支援を行います。
日常生活用具給付等事業	障がいのある人の日常生活上の便宜を図るために用具について、給付等を行います。
移動支援事業	屋外の移動が困難な障がいのある人に対して、社会参加を促進するため、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター機能強化事業	気軽に利用できる自由な交流の場としての居場所を提供し、創造的活動や生産活動の機会の提供、生活の相談、社会との交流の促進等の支援を行います。

### 【見込量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業				
理解促進研修・啓発事業	事業数 (件／年)	3	3	3
自発的活動支援事業	委託事業所数 (か所)	1	1	1
障害者相談支援事業	委託事業所数 (か所)	11	11	11
基幹相談支援センター等機能強化事業	利用件数 (件／年)	1,300	1,300	1,300
住宅入居等支援事業	利用件数 (件／年)	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	利用件数 (件／年)	42	47	52
意思疎通支援事業	利用件数 (件／年)	1,489	1,539	1,589

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	利用件数 (件／年)	24	24	24
自立生活支援用具	利用件数 (件／年)	89	102	115
在宅療養等支援用具	利用件数 (件／年)	52	52	52
情報・意思疎通支援用具	利用件数 (件／年)	103	104	105
排泄管理支援用具	利用件数 (件／年)	11,000	11,000	11,000
住宅改修費	利用件数 (件／年)	7	7	7
手話奉仕員養成研修事業	利用件数 (件／年)	51	52	53
移動支援事業	総利用時間 (時間／年)	36,791	37,186	37,582
	実人員 (人／年)	558	564	570
地域活動支援センター	サービス利用量 (人／日)	51	51	51
	実人員 (人／月)	493	493	493
I型	サービス利用量 (人／日)	15	15	15
	実人員 (人／月)	350	350	350
	施設数 (か所)	7	7	7
II型	サービス利用量 (人／日)	17	17	17
	実人員 (人／月)	106	106	106
	施設数 (か所)	6	6	6
III型	サービス利用量 (人／日)	19	19	19
	実人員 (人／月)	37	37	37
	施設数 (か所)	6	6	6

現状のサービス利用実績を基本として、見込量を設定しました。

## ②任意事業

### 【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
福祉ホーム	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がいのある人に、低額な料金で、居室その他の設備を提供します。
訪問入浴事業	施設入浴が困難な身体障がいのある人等の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。
日中一時支援事業	障がいのある人の日中活動の場を確保し、家族の就労支援や一時的な休息を図ります。
社会参加促進事業	障がいのある人の社会参加を促進するため、スポーツ・文化活動やコミュニケーション支援者の養成等を行います。

### 【見込量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉ホーム	施設数(か所)	2	2	2
訪問入浴事業	利用人数(人／年)	730	740	750
日中一時支援事業	利用日数(人日／年)	3,662	3,845	4,037
社会参加促進事業 (パラスポーツ大会)	参加人数(人)	65	75	85

現状のサービス利用実績を基本として、見込量を設定しました。

## 第6章 障害児福祉計画

児童福祉法及び障害者総合支援法に基づき、障がい児の通所支援や相談支援の提供確保等について定める障害児福祉計画を策定するものです。

### 1 障害児通所支援

#### 【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
児童発達支援・ 医療型児童発達支援	日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練等、通所支援を行います。「福祉型」と、治療も行う「医療型」があります。
放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇における生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立促進、放課後等の居場所づくりを行うサービスです。
保育所等訪問支援	児童指導員や保育士が保育所等を訪問し、障がい児や保育所職員等に対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するため外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。 障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

#### 【見込量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	サービス利用量 (人日／月)	4,304	4,951	5,598
	利用人数(人／月)	500	573	646
医療型児童発達支援	サービス利用量 (人日／月)	59	59	59
	利用人数(人／月)	11	11	11
放課後等デイサービス	サービス利用量 (人日／月)	7,580	7,716	7,852
	利用人数(人／月)	958	1,017	1,076

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	サービス利用量 (人日／月)	17	17	17
	利用人数(人／月)	11	11	11
居宅訪問型児童発達支援	サービス利用量 (人日／月)	14	28	42
	利用人数(人／月)	1	2	3

現状のサービス利用実績を基本として、見込量を設定しました。

## 2 障害児相談支援等

### 【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
障害児相談支援	障がい児が児童発達支援、放課後等デイサービス等を利用する際に、障がい児支援利用計画を作成し、サービス利用後に、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	県で行う医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの養成研修を受講したコーディネーターを随時配置し、医療的ケア児への支援を行います。

### 【見込量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	利用人員(人)	1,469	1,601	1,733
医療的ケア児に対する関連分野支援コーディネーター	配置人数(人)	1	1	1

障害児相談支援については、現状のサービス利用実績を基本として、見込量を設定しました。

## 第7章 プランの推進

### 1 プランの推進体制

プランの施策の実施に当たっては、庁内組織の「高松市障害者施策推進委員会」を中心に、総合的な取組を推進します。各施策は総合計画の実施計画に組み入れる等、計画的に実施できる体制を整えます。

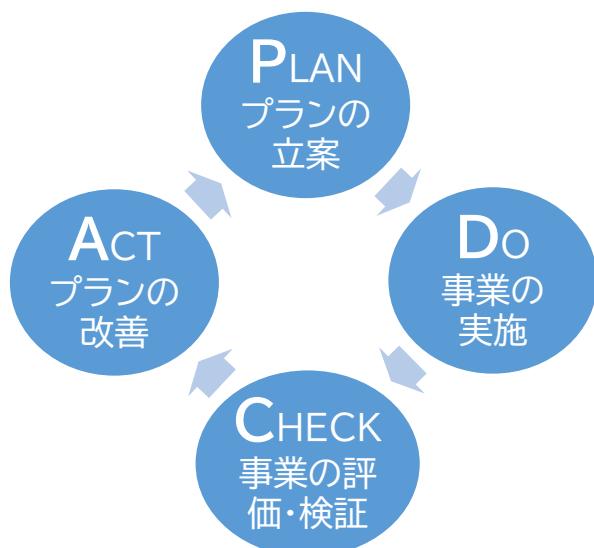
プランの推進においては、行政、障がいのある人、事業者、各分野における関係機関等、地域の様々な主体の連携が重要となります。プランの進捗状況、目標達成状況等の確認及び見直しを行う場として、市民代表、関係機関・団体の代表者、学識経験者等で構成する「高松市障害者施策推進懇談会」を位置付け、継続的な点検・評価を行うほか、関係機関において目標を共有化し、一体的にプランの推進に取り組みます。

### 2 プランの進捗管理と評価

プランを着実に推進していくためには、進捗管理を適切に行い、プランの評価や新たな課題への対応を行っていくことが重要となります。

このため、「プランの立案(PLAN)」、「事業の実施(DO)」、「事業の評価・検証(CHECK)」、「プランの改善(ACT)」のPDCAサイクルによるマネジメントを実施し、毎年度を1サイクルとしてプランの進捗管理を行います。

プランにおいて設定した目標、事業量の見込み等を踏まえ、施策の実施状況、目標達成状況や今後の実施方針を整理・検討し、その結果を上記の推進体制において点検・評価することで、着実なプランの推進を図ります。PDCAサイクルによる点検・評価の結果については、市ホームページ等で市民に公表します。



### 3 プランの普及啓発

プランの推進に当たっては、市民の理解が重要であり、プランの内容を広く公表し、市民への周知を図るとともに、市ホームページを始め、様々な媒体を活用して、本市の障がい者福祉の理念や施策の内容を分かりやすく紹介します。

情報が得づらい環境にある障がいのある人等にも配慮し、関係機関等と連携して、プランのきめ細かい広報・啓発を推進します。

## ◆資料編

### 1 用語解説

#### 【あ行】

##### [1] アクセシビリティ

障がいの有無等にかかわらず、誰もが必要とする情報に平易にたどり着け、提供されている情報や機能を利用できることを意味します。

##### [2] アスペルガー症候群

発達障がいの一種である自閉症([13]参照)の中で、知的発達の遅れを伴わないものです。一般的に、「高機能自閉症」という言い方もほぼ同じ意味で用いられます。社会性、コミュニケーション、想像力などにおける障がいで、対人関係をうまくつくることができない、特定の事物に強いこだわりを示すといった症状を示します。

##### [3] 意思決定支援

意思決定に困難を抱える人が、日常生活や社会生活等に関して、自分自身がしたい(と思う)意思が反映された生活を送ることが可能となるように、その人を支援することやその仕組を意味します。

##### [4] インクルーシブ教育

障がいの有無にかかわらず、ともに同じ教育体制のもとで学ぶという教育理念、また、その仕組のこと。そのためには、障がいのある人が一般的な教育制度から排除されないこと、生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされています。

##### [5] NPO(エヌ・ピー・オー)

社会の様々な分野で、営利を目的とせず、社会的使命を意識して活動する民間組織のこと。特定非営利活動促進法(NPO法)による認証を受けた団体をNPO法人(特定非営利活動法人)と言います。

#### 【か行】

##### [6] 学習障害

発達障がいの一種であり、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、

書く、計算するなど、特定の学習能力に限って、著しい困難を示す障がいです。LD (Learning Disabilities)と略称で表す場合もあります。

### [7]共生型サービス

介護保険事業所や障害福祉事業所が共生型サービスの指定を受ければ、高齢者と障がい児・障がい者と一緒にデイサービスやショートステイで受け入れたり、同じ事業所からホームヘルプサービスを提供したりできるようになるサービスのことです。

### [8]ケアマネジメント

障がいのある人や高齢者等で援助を必要とする人と、必要とされる保健・医療・福祉などのサービスをつないで、必要なケアを調整・提供する手法のことです。

### [9]ゲートキーパー

本来は「門番」という意味で、地域や職場等で発せられる自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対処を行い、専門相談機関へつなぐ役割を担う人のことです。自殺対策に関する知識を持つ人で、「命の門番」と言われます。

### [10]高次脳機能障がい

病気や事故などが原因で、脳の一部の機能が損傷されたことにより、言語・思考・記憶行為・学習・注意などに障がいが起きた状態のことをいいます。外見からは分かりにくい障がいであるために、周りの人から十分に理解を得ることが難しい場合があります。

### [11]合理的配慮

障がいのある人が他の人と平等に自らの権利行使することができるよう、負担が重すぎることのない範囲で、社会の側で必要な配慮や変更・調整を行うという考え方。「合理的配慮」が欠如した状況は「障がいによる差別」とされます。

### [12]広汎性発達障害

発達障がいのうち、社会性に関連する領域に関する障がいの総称です。自閉症([13]参照)、アスペルガー症候群([2]参照)などが含まれます。対人関係の障がい、コミュニケーションの障がい、行動・興味・活動等の限定、反復、強いこだわり、知覚過敏などの特徴がみられます。

## 【さ行】

### [13] 自閉症

発達障がいの一種で、対人関係やコミュニケーションの困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心の対象が狭く、特定のものにこだわること等を特徴とする障がいです。ASD(自閉スペクトラム症)と表記されることもあります。

### [14] 障害者就業・生活支援センター

障害者雇用促進法に基づき都道府県知事が設置するもので、就職を希望する障がい者や、在職中の障がい者が抱える課題に応じて、関係機関と連携しながら、就業面及び生活面の一体的な支援を行う機関です。

### [15] 小児慢性特定疾病

小児慢性特定疾病とは、慢性に経過する疾患で、生命を長期に脅かし、症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させ、長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病について、国が定めるものを言います。18歳未満の児童(18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には20歳未満の者を含む)は医療費の助成を受けることができます。

### [16] 職場適応援助者(ジョブコーチ)

知的障がい者や精神障がい者が職場に適応できるよう、職場に直接出向き、支援を行ったり、事業主や従業員に対し、障がいのある人の職場適応に必要な助言を行う者のことです。

### [17] 身体障がい者補助犬

身体障害者補助犬は、盲導犬、介助犬及び聴導犬のことです。身体障害者の自立と社会参加に資するものとして、身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された犬です。

### [18] 成年後見制度

知的障がい者、精神障がい者、認知症患者など、判断能力が不十分な人に対して、認知法律行為(財産管理や契約の締結など)を、家庭裁判所が選任した成年後見人等(後見人、保佐人、補助人)が本人を代理することで、本人の保護や支援を行う制度です。成年後見人等には、親族に限らず、法人なども選任することができます。

## 【た行】

### [19] 注意欠陥多動性障害

発達障がいの一種であり、家庭や学校等の集団の場での不注意、多動性、衝動性などを特徴とする行動の障がいです。ADHD(Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder)と略称で表す場合もあります。

### [20] デイジー図書

DAISY(Digital Accessible Information System)の略で、「アクセシブルな情報システム」と訳されるデジタル録音図書の国際標準規格です。

### [21] デフリンピック

デフリンピックとは、「デフ+オリンピック」のこと、耳が聞こえないアスリートを対象としたオリンピックです。デフ(Deaf)とは、英語で「耳が聞こえない」という意味です。

## 【な行】

### [22] 難病(指定難病)

難病とは、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定義される疾病の総称です。

### [23] 日常生活自立支援事業

知的障がい者や精神障がい者、認知症患者などが地域で安心して生活することができるよう、社会福祉協議会において福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理を行う事業です。

### [24] 認知症

脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断力などが徐々に低下し、日常生活に支障をきたすようになる症状の総称です。原因疾患として脳血管障害やアルツハイマー病などがあり、高齢者に多い疾患ですが、64歳以下で発症する若年性認知症もあります。高齢化が進む中で、認知症患者は今後更に増加するものと見込まれています。

## 【は行】

### [25] ピアカウンセリング

ピアとは「仲間」という意味です。障がいなど同じ背景を持つ人同士で、お互いに対等な立場で話を聞き合ったり、助言・援助し合ったりすることです。「ピアサポート

ター」と言う場合もあります。

### [26] PDCA(ピー・ディー・シー・エー)サイクル

事業活動などにおいて、品質管理や進歩管理などを円滑に進めるための代表的な手法です。Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)の4段階を繰り返しながら、業務を継続的に改善し、計画を適切に推進することができるようとするものです。

### [27] 法定雇用率

障害者雇用促進法に基づき、事業主に対して、その雇用する労働者に占める障がいのある人の割合が一定率以上になるよう、義務付けられた割合のことです。

## 【や行】

### [28] ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障がいによりもたらせるバリア(障壁)に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、あらかじめ、障がいの有無、年齢、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインするという考え方です。

## 【ら行】

### [29] ライフステージ

人間の一生において、年齢に伴って変化する生活の段階のことです。就学、就職、リタイアなど、人生の節目によって生活スタイルや意識等が変わることに着目した考え方で、幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期といった区分がよくみられます。

### [30] リハビリテーション

障がい者の力を最大限に引き出し、身体的、心理的、社会的、職業的な自立能力の向上などを促すための専門的かつ総合的な援助技術のことで、「障がいのある人の全人間的復権」を理念としています。

### [31] レスパイトサービス

レスパイトとは、「休息、息抜き」という意味で、レスパイトサービスは、障がいのある人や高齢者などの在宅ケアを担っている家族の疲労を癒やすため、ケアを一時的に代替し、リフレッシュしてもらうためのサービスの総称です。

## 2 プラン策定体制資料

### (1)高松市障害者施策推進懇談会設置要綱

#### (設置)

第1条 本市における障害者に関する施策の推進等に当たり、広く市民の意見を聴くため、  
高松市障害者施策推進懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

#### (組織)

第2条 懇談会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 障害者団体等の関係者

(3) 福祉・医療関係者

(4) 市民団体の代表者

(5) 前各号に掲げる者のほか、障害者福祉に関し見識を有する者

#### (任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### (会長)

第4条 懇談会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、  
その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

#### (幹事)

第6条 懇談会に幹事を置き、健康福祉局長、福祉事務所長、障がい福祉課長及び総合教育  
センター所長をもって充てる。

2 幹事は、会議に出席し、意見等を述べることができる。

#### (庶務)

第7条 懇談会の庶務は、健康福祉局障がい福祉課において行う。

#### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。  
(高松市障害者計画推進懇談会設置要綱及び高松市障害福祉計画策定懇談会設置要綱の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
  - (1) 高松市障害者計画推進懇談会設置要綱(平成7年9月1日施行)
  - (2) 高松市障害福祉計画策定懇談会設置要綱(平成18年4月1日施行)  
(召集の特例)
- 3 この要綱による最初の懇談会の会議は、第5条の規定にかかわらず、市長が招集する。

**附 則**

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。  
(委員の任期の特例)
- 2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、改正後の第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

**附 則**

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

## (2)懇談会委員

(令和6年1月1日現在)

No.	役職名	氏名	選出団体名
1	会長	坂井 聰	香川大学
2	会長職務代理	伊藤 輝一	一般社団法人 高松市医師会
3	委員	伊瀬 朋哉	香川県小学校教育研究会特別支援教育部会
4	委員	今橋 由美	社会福祉法人 高松市社会福祉協議会
5	委員	大島 江利子	高松公共職業安定所
6	委員	川村 圭	高松圏域自立支援協議会
7	委員	香西 美智子	一般社団法人 高松市身体障害者協会
8	委員	五郎丸 陽子	高松市手をつなぐ育成会
9	委員	近藤 厚志	公募委員
10	委員	高橋 英雄	公募委員
11	委員	武田 佳子	高松ボランティア協会
12	委員	田代 祐子	相談支援事業所ライブサポートセンター
13	委員	谷本 展恵	社会福祉法人大樹福祉会
14	委員	前田 峻司	高松市民生委員児童委員連盟
15	委員	湯浅 良二	公募委員

(敬称略、委員は五十音順)

### (3)高松市障害者施策推進委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 本市における障害者施策に関する計画(以下「障害者計画」という。)並びに本市における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する障害福祉計画(以下「障害福祉計画」という。)について、各部局間の連携を密にし、総合的かつ計画的な推進を図るため、高松市障害者施策推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

#### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画の総合的かつ計画的な推進に関すること。
- (2) 障害者計画及び障害福祉計画の推進について必要な各部局間の連絡及び調整に関すること。
- (3) 障害者計画及び障害福祉計画の策定及び見直しに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会の目的を達成するために必要な事項

#### (組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長及び委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、委員長が必要があると認めるときは、委員以外の者を委員に充てることができる。
- 3 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

#### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

#### (幹事会)

第5条 委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事で組織し、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会は、第2条各号に掲げる事項について調査研究し、及び委員会で決定した事項の実施に必要な事項を協議する。
- 4 幹事長は、必要に応じて、前項の調査研究及び協議の結果を委員会に報告するものとする。
- 5 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長は、会議の議長となる。
- 6 幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、幹事長があらかじめ指名する幹事が、その職務を代理する。

#### (部会)

第6条 委員会は、必要があるときは部会を置くことができる。

- 2 部会は、部会長及び部会員で組織し、部会長は幹事長をもって充て、部会員は幹事会に属する幹事のうちから部会長が定めるものとする。
- 3 部会は、第2条各号に掲げる事項について調査研究し、及び委員会で決定した事項の実施に必要な事項について協議する。
- 4 部会長は、必要に応じて、前項の調査研究及び協議の結果を委員会に報告するものとする。
- 5 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長は、会議の議長となる。
- 6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する当該部会の部会員が、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 委員会、幹事会及び部会の庶務は、健康福祉局福祉事務所障がい福祉課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会、幹事会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年9月28日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

2 高松市障害者対策等庁内検討委員会設置要綱(平成6年6月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成26年9月4日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成27年6月29日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

委員長	健 康 福祉局長
委 員	市 民 政 策 局 長
	総 務 局 長
	財 政 局 長
	環 境 局 長
	創 造 都 市 推 進 局 長
	都 市 整 備 局 長
	消 防 局 長
	病 院 局 長
	教 育 局 長
	選挙管理委員会事務局長

別表第2(第5条関係)

区分	局名	職名
幹事長	健康福祉局	福祉事務所長
幹 事	市民政策局	政策課長 男女共同参画・協働推進課長 くらし安全安心課長 市民課長 人権啓発課長
	総務局	コンプライアンス推進課長 人事課長 危機管理課長 広聴広報課長
	財政局	財政課長 契約監理課長 財産経営課長 市民税課長
	健康福祉局	健康福祉総務課長 国保・高齢者医療課長 障がい福祉課長 生活福祉課長 長寿福祉課長 介護保険課長 地域包括支援センター長 子育て支援課長 こども家庭課長 こども保育教育課長 保健医療政策課長 感染症対策課長 健康づくり推進課長
	環境局	環境総務課長
	創造都市推進局	産業振興課長 文化芸術振興課長 スポーツ振興課長
	都市整備局	都市計画課長 交通政策課長 道路整備課長 建築指導課長 公園緑地課長 建築課長 市営住宅課長
	消防局	情報指令課長
	病院局	みんなの病院事務局総務課長
	教育局	総務課長 学校教育課長 生涯学習課長 人権教育課長 中央図書館長 総合教育センター所長
	選挙管理委員会事務局	選挙課長



たかまつ障がい者プラン  
(令和6年度～8年度)

令和6年3月発行

発行・編集：高松市健康福祉局福祉事務所障がい福祉課

住 所：〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

電 話：(087) 839-2333

FAX：(087) 821-0086

メールアドレス：[syoufuku@city.takamatsu.lg.jp](mailto:syoufuku@city.takamatsu.lg.jp)

ホームページアドレス：<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>